

1 食品の営業規制に関する検討会  
2 とりまとめ（政省令関係事項）案

3  
4 ※許可件数は「平成 28 年度衛生行政報告例」による。  
5 ※重複許可業種は平成 29 年度厚生労働省食品監視安全課調べ

6  
7 1 はじめに

- 8  
9 ○ 我が国の食品を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保  
10 することを目的とした「食品衛生法等の一部を改正する法律」が、平成 30 年  
11 6 月に公布された。  
12  
13 ○ 本検討会においては、食品衛生法等の一部を改正する法律により改正され  
14 た後の食品衛生法（以下「改正法」という。）における営業規制の見直しの内  
15 容について検討を行った。具体的には H A C C P に沿った衛生管理の制度化  
16 に伴い創設した営業届出制度、昭和 47 年以来の検討となる営業許可対象業種  
17 の見直し、さらに、各都道府県等が条例で定める営業許可に係る施設基準に  
18 ついて、今般の法改正で、厚生労働省令において設けることとなった参酌基  
19 準について議論した。  
20  
21 ○ 食品衛生上のリスク、食品産業の実情、都道府県等の事情等を勘案しつつ、  
22 専門的な知見に基づいて検討を行った。

23  
24  
25 2 改正法に伴う制度変更の概要と検討の方向性

26  
27 （1）営業届出制度

- 28  
29 ○ 「H A C C P に沿った衛生管理の制度化」により、原則、全ての食品等事業  
30 者に、H A C C P に沿った衛生管理の実施を求めため、監視指導を行う地  
31 方自治体が食品等事業者を把握することが必要とされた。このため、営業許  
32 可制度に加え、新たに、営業届出制度が創設された。本検討会では、政令で定  
33 める届出制度から除外される営業者、省令で定める届出手続についても検討  
34 する。  
35  
36 ○ 要届出業種については、要許可業種に該当しない製造、調理、販売等を行う

37 食品等事業者を対象とすることを検討する。

38

39 ○ 要届出業種、要許可業種をH A C C Pに沿った衛生管理制度の対象とし、そ  
40 の他の業種はH A C C Pに沿った衛生管理制度の対象外とする。

41

42 ○ 公衆衛生に与える影響が非常に少ない業種の検討が必要である。食品衛生  
43 法では農業、水産業における採取は営業規制の対象とならないため、こうし  
44 たことも考慮して届出対象業種を検討する。

45

## 46 (2) 営業許可制度

47

48 ○ 営業許可制度について、現行の要許可 34 業種について製造、販売、飲食業  
49 等があるが、昭和 47 年以降見直しが行われてこなかったことから、現在の食  
50 中毒等のリスクや食品産業の実態等を踏まえて、政令で定める公衆衛生に与  
51 える影響が著しく、営業許可が必要な業種の見直しを検討する。

52

53 ○ 具体的には、食中毒等のリスクが高い又はリスクが高いとして予防措置とし  
54 て食品衛生法に基づく規格基準若しくは通知等において取扱いが定められ  
55 ている業種を対象とするとともに、過去の食品事故や食中毒の発生状況等を  
56 勘案して対象業種を検討する。

57

58 ○ 現行制度では許可分類が細分化されているが、食品産業では、経営資源の集  
59 約化が進むとともに、多様化する食品やサービスに対するニーズに対応する  
60 ことが求められている。このため、食品安全上支障のない範囲で主に製造業、  
61 販売業において、それぞれの現状に応じた業種区分の新設・統合を検討する。

62

63 ○ 原材料や製造方法、施設基準が同様な業種は区分を一本化する。また、現状、  
64 飲食店営業許可として区分されている食品・業態のうち、一部製造業として  
65 の取扱いが必要である（例としては、大規模なそうざい施設や、一定期間流  
66 通するそうざいを製造する施設であってもご飯がついているという理由によ  
67 り飲食店営業許可により取扱いがなされていたりするもの等が挙げられる。）。

68

## 69 (3) 施設基準（参酌基準）

70

71 ○ 都道府県等が条例で定める上記の営業施設の基準に関して、全国の規制の  
72 平準化の観点から改正法において参酌基準を省令で定めることとし、同基準

73 について検討を行う。

74

75 ○ 主要な地方自治体の条例を参考にしつつ、厚生労働省が発出しているガイド  
76 ラインも考慮して製造、調理及び販売施設における共通事項を抽出するとと  
77 もに、食品や業態ごとの個別事項を整理する。

78 (注) 今回の改正法で施設基準は厚生労働省令で参酌基準を示すこととなり、  
79 各都道府県等はこの基準を参酌して施設基準を制定する。「参酌すべき基準」  
80 とは、十分参照しなければならない基準であり、都道府県等は条例の制定  
81 に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなけ  
82 ればならない。なお、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果とし  
83 てであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される  
84 が、「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任が生じる。

85

86 (4) その他

87

88 ○ 食品衛生申請等システムにより、許可、届出等の手続を電算化する。3年  
89 間かけてシステムの開発や運用の準備を行うとともに、食品リコールの届出  
90 機能も併せて整備する。地方自治体と協議をしながら進める。

91

92 ○ 改正内容の施行時期は、営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設のた  
93 めの政省令の整備の他、各都道府県等において条例等の整備が必要であると  
94 ともに、電子申請システムの開発等も必要であることから、平成 30 年 6 月  
95 13 日の公布の日から 3 年以内に施行する。

96

97 ○ その他地域の事情、特性を考慮する必要があるものとして、行商（移動販  
98 売）、露店・仮設・臨時営業等について、今回の整理の中で要許可業種に含め  
99 るかということも含めて検討する。

100

101

102 3 現行制度の概要

103

104 (1) 制度全般

105

106 ○ 食品衛生法第 51 条（営業施設の基準）において、「都道府県は、飲食店営  
107 業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるもの  
108 の施設（34 業種）につき、条例で業種別に公衆衛生の見地から必要な基準を規

109 定している。

110

111 ○ 厚生労働省では、営業施設基準のガイドライン等、技術的な助言を都道府  
112 県等に通知している。

113

114 ○ 食品衛生法第 52 条（営業の許可）において、政令で定めた 34 業種の営業  
115 を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の  
116 許可を得なければならず、この許可の有効期間は 5 年を下らないとされ、公  
117 衆衛生上の観点から必要な条件を付すことが可能である。

118

119 ○ これら営業の許可、施設基準の制定は、地方自治法上の法定受託事務以外  
120 の事務とされている。（いわゆる自治事務。）

121

122 ○ 「営業者」は、業として、食品又は添加物を採取、製造等をする者とされ、  
123 農業及び水産業における食品の採取業は食品衛生法上除外される。（食品衛  
124 生法第 4 条第 7 項）

125

126 ○ 学校、病院、その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食  
127 品を供与する人若しくは法人は、営業者ではなく、教育や医療の一環での行  
128 為とされ、許可は不要である。（食品衛生法第 62 条第 3 項）

129

130 ○ 一部の都道府県等では条例等で許可、届出等の対象業種を追加している。

131

132 ○ 現行の許可の対象となっている 34 業種を定める政令は、昭和 47 年を最後  
133 に改正されていない。

134

135 ○ 主な条例許可業種は、漬物製造業、水産加工品製造業、こんにやく・とこ  
136 ろてん製造業がある。その他、おきうと製造業のような地域の特産物の製造  
137 業も対象とされる場合がある。

138

139 ○ 届出業種についても、ふぐ処理・取扱い業を始めとして、食品製造業、お  
140 もちゃ製造業、給食施設について設けられている場合がある。

141

142 （2）北海道の制度概要及び制度に対する問題意識

143

144 ○ 北海道においては、「食品の製造販売行商等衛生条例」に基づき許可又は登

145 録が必要な業種を独自に定めている。登録は行商 7 業種、販売業 14 業種が  
146 対象となっている。許可は、製造業 8 業種が対象。その他、かき条例に基づ  
147 くかき処理業が許可の対象となっている。

- 148
- 149 ○ 北海道（保健所設置市である札幌市、旭川市、函館市及び小樽市を除く。）  
150 において、食品衛生法に基づく要許可 34 業種は約 59,000 施設、条例に基づ  
151 く行商は約 170 施設、販売業は約 10,000 施設、条例に基づく許可製造業に  
152 ついては約 3,800 施設、（その大半が水産加工施設で約 3,200 施設であり、  
153 その他はかき処理施設が約 370 施設である。）給食施設は約 1,700 施設であ  
154 り、計約 74,000 施設。上記 4 市については、全部で 57,000 施設。

- 155
- 156 ○ 新しい営業規制の見直しの課題としては、  
157 ① 登録・許可施設に参酌基準に基づく新しい施設基準を適用するとき、  
158 特に厳しくなったときの説明、  
159 ② 営業者が一斉に新規や変更の申請を行った際の行政側の対応  
160 ③ 新たに許可・届出対象の業種となった施設について、対象事業者の把握  
161 や周知方法  
162 ④ 施設基準の変更や新設となった場合、限られた時間で事業者が基準に対  
163 応する必要があること  
164 ⑤ 有効期限の設定基準の見直し  
165 ⑥ 食品衛生責任者や食品衛生管理者の設置を求める業種の範囲について  
166 の検討  
167 ⑦ 手数料は地方自治体間で差があるが、施設基準や管理運営基準が標準化  
168 を踏まえた上での設定の考え方、設定基準の全国的な統一の検討。

169

170 (3) 東京都の制度概要及び制度に対する問題意識

- 171
- 172 ○ 東京都では、「食品製造業等取締条例」に基づき、独自の許可及び届出（設  
173 備的な基準あり）の業種を規定している。許可が必要なものとして、製造業  
174 （つけ物（糠漬け、塩漬け以外の漬物）、製菓材料、粉末食品、そう菜半製品、  
175 調味料等、魚介類加工、液卵）、食料品等販売業（そう菜類・弁当等いわゆる  
176 RTE の販売：店舗、自販機の分けあり）、弁当等人力販売業が対象。届出につ  
177 いては、行商（菓子、アイス類、魚介類・加工品、豆腐・加工品、ゆでめん  
178 類）、卵選別包装、集団給食が対象。

- 179
- 180 ○ 「食品衛生法施行細則」では営業を開始した際には報告を求める業種を定

181 めている。報告対象業種として、製造業（つけ物（糠漬け、塩漬け）、おもち  
182 ちゃ他）販売業（豆腐加工品、生菓子、魚介類加工品、乳製品（粉乳類）、アイ  
183 ス類）、製粉業、乳搾取業。ふぐの取扱い規制条例では、未処理のふぐを扱う  
184 場合には、ふぐ調理師を置いて認証が必要。処理済みのふぐを扱う場合（身  
185 欠きふぐや精巢を販売のために保管、販売、調理及び加工する場合、身欠き  
186 ふぐや精巢以外の処理済みのふぐを加工及び調理する場合）は届出が必要。

187  
188 ○ このほか、食品衛生法施行条例第2条及び第3条において、「知事が衛生上  
189 支障ないと認めた事項については、しんしゃくできる」と定められており、  
190 条例による管理運営基準及び施設基準の適用が困難と思われるような営業  
191 については、要綱等により条件を設定し、別途しんしゃく規定が定められて  
192 いる。（自動車営業、縁日・祭礼行事での臨時営業、引車等）

193  
194 ○ 許可・届出の件数は約50万件。そのうち、法の許可に係るものが約30万  
195 件で約60%、条例の許可に係るものが4万件で約8%を占める。

196  
197 ○ 今後の課題としては、

- 198 ① 業種の統合の検討に当たっては、製造、加工、調理の定義の整理
- 199 ② 工場形態で弁当製造が飲食店営業の許可対象、食肉製品の小分けが製造  
200 業の範囲としているが、食品表示法では、小分けした業者は加工者として  
201 表示することとなっていること。
- 202 ③ 魚介類販売業、食肉販売業などは、加工行為があるが、店舗を設けない  
203 魚介類販売は許可の対象外。
- 204 ④ 基準の統一化と地域特性のバランス、例えば東京都と福岡県では屋台の  
205 形態や取扱い品目が異なる。
- 206 ⑤ 既存の都道府県のシステムがあり、ふぐの取扱いの情報とか、追加的の  
207 情報についても、対応、整合が必要。
- 208 ⑥ HACCPの制度化に伴い、各施設の衛生管理計画の内容、実施状況も  
209 システムに落とし込んでいけば効率的な監視にも活用可能となる。
- 210 ⑦ 届出の有効期間の設定。

211  
212 （4）福岡県の制度概要及び制度に対する問題意識

213  
214 ○ 福岡県における規制対象の営業等の種類は、政令による34業種のほか、  
215 県の食品取扱条例により営業許可が必要な5業種、特殊形態営業4形態（移  
216 動、露店、仮設、臨時）が要許可営業。要許可業種に加え、営業報告制度を

217 設けており、漬物製造業が対象。バザーなど仮設飲食営業施設についても通  
218 知で対応。

219

220 ○ 施設数については、34 業種が 38,000、条例 5 業種が 4,000、漬物製造業が  
221 約 3,000。

222

223 ○ 施設基準を当てはめることが難しい形態による営業（特殊形態営業（移動、  
224 露店、仮設、臨時））については知事が営業内容に種々の条件を設定し、施設  
225 基準、管理運営上の基準を緩和して運用。（定置屋台については、福岡市で独  
226 自の管理運営上の基準を定め運用）。仮設飲食店営業では学園祭などで営業  
227 に該当するのか判断が難しいケースあり。

228

229 ○ 許可期限に関する査定については、施設に加え、衛生管理の優良性も考慮。

230

231 ○ ふぐ取扱条例は免許者に関する規制のみで、営業施設を把握する規定はな  
232 い。

233

234 ○ 営業規制に係る主な課題として

235 ① 食品の多様化、流通システムの変化等に応じた許可業種等の評価、再検討

236 ② 特殊形態営業の広域化、取扱食品の複雑化等に伴う許可判断の自治体間誤  
237 差の解消

238 ③ 届出制度の導入に係る周知。また、届出受理後の営業実態との整合の維持

239 ④ 許可の有効期間の付与に関する自治体間の平準化

240 ⑤ 国が整備する食品衛生申請等システムと自治体システムとの円滑な統合

241

242

#### 243 4 現行制度の課題と新制度への意見

244

##### 245 (1) 全般的課題

246

247 ○ 消費者ニーズの多様化、製造・流通インフラの集約化等の中で、要許可業  
248 種の範囲が食品の種類ごとに区分されているため、一施設で複数の営業許可  
249 を要する場合がある。

250

251 ○ 営業許可の要件である施設の基準は、各都道府県等において条例で定める  
252 ため、広域事業者については、地域によって対応を変えなければならない場

253 合があり、負担が発生している。

254

255 ○ 比較的人口が多く、かつ、人口に対して営業許可件数が多い傾向のある 20  
256 の地方自治体を対象とした調査では、菓子製造業約 47,000 件のうち、5 割近  
257 くが飲食店営業を取得し、その 2 割弱が乳類販売業も取得している。また、  
258 コンビニエンスストアでは、飲食店営業のほか、食肉販売業、乳類販売業、  
259 魚介類販売業、菓子製造業を取得している。スーパーマーケット、ファース  
260 トフードにおいても類似の傾向が認められた。また、乳加工施設では、乳製  
261 品製造業、乳処理業、乳類販売業、アイスクリーム製造業を取得。その他、  
262 パン屋、弁当店、水産加工施設についても、同様の傾向が認められた。

263

264 ○ 政府の規制改革会議や、総務省行政評価局等からも、事業者には負担がかか  
265 っている制度として、下記の指摘がなされている。

266 ・ 地方自治体によって、営業許可の要・不要の判断が異なる場合、移動販  
267 売業での取扱い可能な食品の制限が異なる

268 ・ イベント、祭礼で、臨時的に食品の提供を行う際に許可が不要とする開  
269 催頻度が異なる

270 ・ コンビニエンスストアでフライドポテトを揚げたら、飲食店営業があ  
271 っても菓子製造業が必要となる場合がある

272

273 ○ 施設基準についても、飲食店営業に関するものの指摘が多く、広域的に施  
274 設を設置する事業者には、設計変更、規制の把握に時間や費用の負担が生じ  
275 ている。

276

277 ○ 厚生労働省では、規制改革会議等への対応として、食品衛生への影響がな  
278 い範囲での①各地方自治体で定める施設基準について画一的に判断するの  
279 ではなく、施設の規模、提供される食事の種類等を考慮した弾力的な運用、  
280 ②複数の地方自治体での移動販売について、関係する地方自治体と連携して  
281 手続の簡素化、③地方自治体により異なる許可申請の様式について、標準的な  
282 様式の採用、④食品を移動販売する自動車について、手や器具の洗浄のため  
283 の飲用適の水のタンク容量規制の弾力化、⑤複数の営業許可を取得する場合  
284 の許可業種毎の施設の専用化規制の弾力化などを要請している。

285

286 ○ 平成 29 年 6 月の規制改革実施計画では、行政手続コストを 2020 年までに  
287 20%削減という目標が示されたところ、食品衛生法の許可及び届出等につい  
288 て電子申請システムを導入し、申請者の手続コストの削減に取り組んでいる。



289

290 (2) 食中毒発生状況と食品ごとの危害要因

291

292 ○ 飲食店営業の許可取得施設における食中毒発生は、原因施設が判明した食  
293 中毒事件の約7割を占める。

294

295 ○ 平成29年に飲食店営業の許可取得施設以外の食中毒原因施設は、集団給  
296 食施設のほか、菓子製造業、食肉処理業、漬物製造業(条例許可)、魚介類販  
297 売業、そうざい製造業許可施設である。

298

299 ○ 過去5年間の大規模・広域食中毒事案は、飲食店営業、食肉処理業、食肉  
300 製品製造業、菓子製造業の許可取得施設、集団給食施設で発生している。

301

302 ○ 製造、加工、販売等の段階で管理する必要がある原材料もあるため、製造  
303 過程における危害要因は食品ごとに多様であり、施設設備や機械器具などが  
304 衛生管理の前提条件として重要である。

305

306 (3) 新制度検討にあたっての構成員、参考人からの全般的な意見

307

308 ○ 国の制度である以上、指導は原則として統一するべき。県ごと、保健所ご  
309 と、保健所の職員ごとによっても指導が異なる場合がある。

310

311 ○ 特に、政令指定都市がある県については、政令指定都市で独自の運用を行  
312 うため、広域事業者でなくとも食品等事業者の不満が非常に大きい。

313

314 ○ 地方自治体によって施設基準や判断が異なることから、地方自治体の判  
315 断基準の統一を図ってほしい。

316

317 ○ 地方自治体等によっては、相談しても不可と言われる、許可申請時や更新  
318 時の費用が高額となる、申請時に新たな設備変更(区画や手洗い設備の増設  
319 等)が求められるなどの支障が生じている。

320

321 ○ 今後、営業許可制度見直し時には、地方自治体の運用面を含めた「判断基  
322 準の統一」を図るべき。

323

324 ○ 主たる営業について許可を取得すれば、付随的な事業についての別途の許

325 可は不要とするべき。

326

327 ○ 同一の製造所、建屋、ラインで複数許可品目の製造を認められない。

328

329 ○ 今まで衛生管理というのは、ハードで事前に未然防止の観点でがっちりや  
330 っていてこうという主眼だった。今後はHACCPの制度化が行われて、自主  
331 管理に重きが置かれることを重視する必要がある。

332

333 ○ 業種の見直しということで、施設基準も統一して省令化され、新しい基準  
334 のもとで全国平準化して監視指導を進めるべき。

335

336 ○ 複数の品目を製造する場合にあっても、一つの許可・届出で営業が可能と  
337 するべき。

338

339 ○ 施設基準等は、同時に進められているHACCPの制度化に伴い、衛生管  
340 理計画の実行に支障がなければ問題はないのではないかと。施設設備というの  
341 は基本的なものであるため、多種類のものを作る場合には、それなりの製造  
342 機械や装置や道具が必ず必要になる。基本的な許可は一つとし、その中で製  
343 造品ごとにHACCPを組み、それで安全を保つということが基本ではない  
344 か。

345

346 ○ 要許可業種の対象品目を関連加工品にまで拡大する場合、施設基準が従来  
347 のものより厳しくならないようにしてほしい。

348

349 ○ 事業者が重複して営業許可を取得する必要がないようにしてほしい。

350

351 (4) 業種ごとの現状及び課題

352 【集乳業】

353 ○ 現在の規制：集乳業（生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業を  
354 いう。）は要許可業種である。許可取得施設数は92。

355

356 ○ 主な意見：

357 ① 乳処理業の許可を取得している乳業工場に併設されているクーラステー  
358 ション（CS）の場合、重複して集乳業の許可を取得しなくてもよい地方自  
359 治体と、集乳業の許可も取得するよう指導している地方自治体とがある。  
360 CSを併設している乳処理業者は集乳業の許可を取得しなくてもよいよう

361 に統一してほしい。

362 ② 小規模CSについては届出の対象としてほしい。

363 ※一部地方自治体では、生産農家が直接メーカーのストレージタンクに生乳を  
364 運び入れる場合、集乳業の許可対象とはしていない。単独のCSを持ち、各所  
365 へ配送も行っている施設については集乳業の許可の対象としている。

366

367 【アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、乳  
368 類販売業及び乳酸菌飲料製造業】

369 ○ 現在の規制：

370 ① アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイス  
371 キャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させ  
372 た食品を製造する営業をいう。）、乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類  
373 似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する営  
374 業をいう。）、特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低  
375 温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛  
376 乳に処理する営業をいう。）、乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリー  
377 ム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品（牛乳に類似する外観  
378 を有する乳飲料を除く。）を製造する営業をいう。）、乳類販売業（直接飲用  
379 に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏  
380 115度以上で15分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主要原料と  
381 するクリームを販売する営業をいう。）及び乳酸菌飲料製造業は要許可業種。

382 ② 許可取得施設数は、アイスクリーム類製造業 15,903、乳処理業 569、特別  
383 牛乳搾取処理業 5、乳製品製造業 1,984、乳類販売業 230,480、乳酸菌飲料  
384 製造業 254。

385 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20以下を除く。）：

386 乳処理業では菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲  
387 料水製造業。

388 乳製品製造業では菓子製造業。

389 乳酸菌飲料製造業では菓子製造業、乳処理業、乳製品製造業。

390 乳類販売業では飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業。

391 ④ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づき、疾病・異常がある獣畜  
392 の乳の販売、加工等の禁止、乳及び乳製品に成分規格、製造基準、保存基  
393 準等を規定。

394

395 ○ 主な意見：

396 ① 乳処理業と乳製品製造業の液物と乳酸菌飲料の製造業をまとめる。

397 ② 乳処理業は生乳を取り扱うので衛生上の配慮が特に必要である。

398

#### 399 【清涼飲料製造業】

##### 400 ○ 現状：

401 ① 清涼飲料水製造業は要許可業種。

402 ② 許可取得施設数は4,281。

403 ③ 重複許可業種（20%以上）は菓子製造業。

404 ④ 清涼飲料水の規格基準として、成分規格、製造基準、保存基準を規定。

405

##### 406 ○ 主な意見：

407 ① 清涼飲料水と乳製品製造業の飲料と乳酸菌飲料をまとめる。

408 ② 乳処理業は生乳を取り扱うので、設備が大型であり、統合して一つの許可となった場合に、清涼飲料の許可をとる際に足かせになる。

409 ③ 清涼飲料製造は乳処理業と設備がかなり異なるが、乳酸菌飲料、カフェオレ等の乳の比率が多い商品に関しては、ほぼ同じ設備で作ることが可能である（乳製品の一部、バター等になると異なる）。

413

#### 414 【食肉処理業及び食肉販売業】

##### 415 ○ 現状：

416 ① 食肉処理業及び食肉販売業は要許可業種。

417 ② 許可取得施設数は食肉処理業9,602、食肉販売業143,328。

418 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20以下を除く。）は食肉処理業では食肉販売業、食肉販売業では魚介類販売業、乳類販売業、飲食店営業。

420 ④ と畜場法、食鳥検査法による疾病肉等の販売等の禁止、BSE発生国等で飼養された牛の脊柱の除去、牛の肝臓又は豚の食肉加工基準、食肉の規格基準、保存基準、調理基準、生食用食肉の規格基準等が設定されている。

423

##### 424 ○ 主な意見：

425 ① 食肉販売店の多くは店頭販売、卸売業務を兼業することが多い。作業手順はスライス等の類似性が高いので食肉処理業の営業許可で食肉販売業も行えるようにすべき。

428 ② 食肉販売店はしばしば行う食肉そうざい等の調理販売について、飲食店営業及び食肉製品製造業の許可が必要となるが、許可を一本化するべき。

430 ③ インストア加工でローストビーフ、焼き豚、生ソーセージ等の調理販売を行う場合、食品衛生管理者の設置が必要な食肉製品製造業の許可が必要との指導を保健所から受けるケースがあるが、食肉製品とのそうざいの線引

432

433 き（例えば亜硝酸塩の使用・不使用による線引き等）を明確にするべき。

434

#### 435 【食肉製品製造業】

##### 436 ○ 現状：

437 ① 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの  
438 を製造する営業をいう。）は要許可業種。

439 ② 許可取得施設数は 2,421。

440 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20 以下を除く。）は飲食店営業、食肉処理業、  
441 そうざい製造業。

442 ④ 食肉製品の規格基準は、一般規格、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、特定  
443 加熱食肉製品、加熱食肉製品、加熱後包装食肉製品、製造基準及び保存基  
444 準等が設定されている。

445

##### 446 ○ 主な意見：

447 ① 食肉製品製造業の許可施設で、同様の管理を行う食肉製品以外の食品を製  
448 造するため、そうざい製造業の許可の取得を求められる。

449 ② 新たな資料提出、入口や部屋の新設を求められる場合もあり、負担が大き  
450 い。

451 ③ 食肉の割合が低く、そうざいとされる食品についても食肉製品製造業の許  
452 可で製造が可能とするべき。

453

#### 454 【魚介類販売業及び加工・製造業】

##### 455 ○ 現状：

456 ① 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生  
457 きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業を除く。）、魚介類せり  
458 売営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をい  
459 う。）、魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンそ  
460 の他これらに類するものを製造する営業を含む。）、食品の冷凍又は冷蔵業、  
461 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼  
462 物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業。  
463 魚肉練り製品製造業等を除く。）及び缶詰又は瓶詰食品製造業（食品衛生  
464 法施行令第 35 条第 1 号から第 32 号に規定される営業を除く。）は要許可  
465 業種。

466 ② 許可取得施設数は、魚介類販売業 5,274、魚肉ねり製品製造業 3,068、そう  
467 ざい製造業 39,202。

468 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20 以下を除く。）は、魚介類販売業では飲食店

469 営業、乳類販売業、食肉販売業、魚肉ねり製品製造業ではそうざい製造業、  
470 魚介類販売業、食品の冷凍又は冷蔵業ではそうざい製造業、そうざい製造  
471 業では飲食店営業、菓子製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業では菓子製造業、  
472 そうざい製造業。

473 ④ 魚肉ねり製品、いくら、すじこ及びたらこ、ゆでだこ、ゆでがに、生食用  
474 鮮魚介類、生食用かきに成分規格、製造加工基準、保存基準を設定。

475

476 ○主な意見：

477 ① 現行の営業規制は地方自治体ごとにまちまちで現状把握ができていない。  
478 主として加熱加工工程を含む業態については、そうざい製造業の許可取得  
479 を求められる場合がある。

480 ② 規制を設ける場合は、対象業態の実態を踏まえた上で、事業継続に支障を  
481 及ぼさないよう配慮するべき。

482

483 【液卵製造、鶏卵の包装選別業】

484 ○現状：

485 ① 液卵製造、殻付き卵取扱業は要許可業種ではない（条例許可2自治体、届  
486 出2自治体）鶏卵の包装選別業（条例届出2自治体）

487 ② 鶏卵には製造、加工及び調理基準、食鳥卵には成分規格及び使用基準、鶏  
488 液卵には製造基準及び保存基準が設定されているほか、卵選別包装施設の  
489 衛生管理要領を通知にて定めている。

490 ○主な意見：

491 ① 農林水産省のサルモネラ総合対策指針により種鶏場、ふ卵場及び採卵養鶏  
492 場におけるサルモネラ汚染防止対策が講じられており、卵包装選別施設（GP  
493 センター）で食中毒リスクが大きく増えるわけではない。

494 ② GPセンターを介さない鶏卵流通が相当あり、GPセンターはHACCPに沿  
495 った衛生管理の実施対象となる要届出業種とし、業者を把握しておくこと  
496 が適切ではないか。

497 ③ 液卵にする施設や加熱して提供する施設での衛生管理が重要。

498 ④ 液卵製造施設についても届出を望むが、許可制とする場合は施設基準の緩  
499 和が必要。

500

501 【みそ製造業、醤油製造業】

502 ○現状：

503 ① みそ製造業及び醤油製造業は要許可営業。

504 ② 許可取得施設数は みそ製造業 6,291、醤油製造業 1,694。

505 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20 以下を除く。）みそ製造業は菓子製造業、そ  
506 うざい製造業。醤油製造業はみそ製造業、缶詰・瓶詰製造業。

507

508 ○ 主な意見：

509 （みそ関係）

510 ① みそ製造業の対象品目と見なされる範囲が狭いため、大半の事業者が複数  
511 の営業許可を取得しており、対象範囲を醸造工程がない加工嘗めみそ、即  
512 席味噌汁、ボトル入りの液味噌等、みそ加工品を含めてほしい（小分け充  
513 填包装のみを行う場合や即席みその製造を行う場合の許可の要否の判断が  
514 地方自治体によって異なる。）。

515 ② みそと醤油の製造工程で一番異なる点は、醤油には圧搾工程があるが、み  
516 そにはそれがなく、仕込んだ製品は全て製品になるという点。ただし、そ  
517 れを踏まえても製造工程においてさほど大きな違いはなく、みそ製造業と  
518 醤油製造業の一本化は、実態を考慮すると適切。

519

520 （醤油関係）

521 ① つゆ、たれ類、加工醤油など醤油加工品を製造する場合、瓶詰又は缶詰食  
522 品製造業やソース類製造業の許可を取得するように指導する地方自治体が  
523 ある。

524 ② 動物性原料を使用するような醤油加工品については、醤油単独とは衛生管  
525 理上のポイントも異なることから、衛生管理のための手引書を別途作成し  
526 ている。

527 ③ 醤油のみを製造している事業者は少ない。醤油製造業とみそ製造業を大く  
528 くりにすることについては、具体的なデメリットは見当たらない。

529

530 【豆腐製造業】

531 ○ 現状：

532 ① 豆腐製造業は要許可業種。

533 ② 許可取得施設数は6,971。

534 ③ 豆腐に対して、成分規格、製造基準及び保存基準を設定。

535

536 ○ 主な意見：

537 ① 豆腐製造業では、木綿豆腐、絹ごし豆腐、充填豆腐、焼き豆腐、おぼろ豆  
538 腐に加え、油揚げ、生揚げ、がんもどき、豆乳の製造・販売を行っている。

539 ② 揚げ出し豆腐を製造する際にそうざいの許可取得、豆腐ドーナツ、おから  
540 ドーナツを作る際に菓子製造業の許可取得を指導している地方自治体があ

541 る。大豆を使用して豆腐、豆乳を製造する際の関係製品は一括して豆腐製  
542 造業の許可とするべき。

543

544 【漬物製造業】

545 ○ 現状：

- 546 ① 条例許可自治体 23。  
547 ② 衛生規範を通知にて定めている。

548

549 ○ 主な意見：

- 550 ① HACCPに沿った衛生管理の制度化に当たり、要許可業種として全ての  
551 事業者を把握し、衛生管理向上を図りたい。漬物は塩蔵した野菜をさらに  
552 数日間から長期間にわたって調味液等に漬ける。基本的には一定期間塩漬  
553 する。  
554 ② 一部の事業者は既にそうざい製造業、飲食店営業の許可を取得している。  
555 ③ 発酵工程は経ずに生の野菜を薬剤殺菌、湯をかけて表面殺菌をする程度で、  
556 あとは浅漬け、サラダのような、漬物風のサラダとして流通するものがあ  
557 り、発酵食品と同じ衛生管理では不十分である。  
558 ④ 青果店の店頭で小規模事業者が製造している塩漬け、糠漬けは許可ではな  
559 く届出対象とするべき。

560

561 【食用油脂製造業、マーガリン・ショートニング製造業】

562 ○ 現状：

- 563 ① 食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業は要許可営業。  
564 ② 許可施設数は食用油脂製造業 1003、マーガリン・ショートニング製造業 55。

565

566 ○ 主な意見：食用油脂製造業でマーガリン又はショートニング製造を行う場合  
567 はマーガリン・ショートニング製造業の許可を追加して取得は不要とするべ  
568 き。

569

570 【菓子製造業、パン製造業、あん類製造業】

571 ○ 現状：

- 572 ① 菓子製造業（パン製造業を含む。）は要許可営業。  
573 ② 菓子製造業の許可取得施設数は 162,418、あん類製造業は 927 件。  
574 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20 以下を除く。）は、菓子製造業では飲食店営  
575 業、あん類製造業では菓子製造業。  
576 ④ 生あん、豆類に成分規格及び製造基準を設定。洋生菓子には衛生規範を通



577 知にて定めている。

578

579 ○ 主な意見：

580 (菓子製造業)

581 ① 菓子製造業取得施設は、菓子を製造して卸業者、小売業者に販売するいわ  
582 ゆるメーカーと自ら小売を行う、和洋菓子店等から構成され、施設数は  
583 9047カ所(うち、食品の製造に従事する従業員が30人以上の施設が1397)、  
584 和洋菓子店である製造小売事業所数が2万4860(出典：平成28年度経済  
585 センサスより)。

586 ② サーバーを設置してソフトクリームを販売する場合には、アイスクリーム  
587 製造業の許可取得を求められたり、飲食店が食べ歩き向けの菓子を販売等  
588 する場合に菓子製造業の許可を求められたりすることがあり、自治体によ  
589 って指導内容が異なる。

590 ③ あん類を缶に詰めて販売する場合、別途缶詰製造業の許可が必要とされ、  
591 小規模事業者では対応が困難。

592 ④ 許可業種の大くり化、統合について異存はない。

593 ⑤ 取扱い品目の多様化に対応できるようにしてほしい(例えば、栗入りの芋  
594 あん、黒豆ぬれ甘納豆を製造し店頭で販売したところ、そうざい製造業の  
595 取得を求められた。)

596

597 (パン製造業)

598 ① 一部の自治体で、オープンキッチン形式の洋菓子の製造・販売が認められ  
599 ない。

600 ② 製パン業界では菓子製造業、飲食店営業、リテールベーカリーでは、喫  
601 茶店営業、乳類販売業、食料品販売業等、複数の営業許可が必要。

602 ③ 「菓子製造業」と「飲食店営業」を統一する場合は、飲食店営業が不要な事業  
603 所もあることから、営業許可申請の審査条件が増えて、全体的に許可取得  
604 の難易度が上がらないようにしてほしい。

605

606 【冰雪販売業】

607 ○ 現状：

608 ① 冰雪販売業は要許可業種。

609 ② 要許可取得施設数は1642。

610 ③ 冰雪には成分規格及び製造基準が設定されている。

611

612 ○ 主な意見：

- 613 ① 氷を起因とした大規模な食中毒事故の事例は発生していない。細菌の繁殖  
614 や薬品等による汚染のリスクは極めて低く、異物混入等について、業界団  
615 体がH A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を新たに作成し、  
616 対応する予定。業界団体の加入率は約 90%以上と極めて高く、業界の衛生  
617 水準の向上を図ることが可能。
- 618 ② 要許可業種から要届出業種に移行すべき。

619

## 620 【そうざい製造業】

### 621 ○ 現状；

- 622 ① そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼  
623 物（いため物を含む。））、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業  
624 をいい、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業又豆腐製造業を除く。）は  
625 要許可業種。
- 626 ② 許可取得施設数は 39, 202。
- 627 ③ 重複許可業種は飲食店営業及び菓子製造業。
- 628 ④ 衛生規範、大量調理施設の衛生管理マニュアル等を通知にて規定。

629

### 630 ○ 主な意見：

- 631 ① 事業者団体では、そうざいとは、そのまま食事として食べられる状態に調  
632 理されて販売されているもので、加熱調理及び非加熱調理の洗浄・殺菌処  
633 理や合（和）える等の調理加工した食品としており、食品衛生法施行令上  
634 の定義と異なる。
- 635 ② 同一施設で複数のそうざいを製造する必要があるが、既に別の許可制度  
636 の対象となる製品を製造する際には、同一エリアでの製造が認められず、  
637 仕切り等により作業が分断され、生産効率が落ちる場合等がある。
- 638 ③ ある程度の規模のところでは、二次汚染を防ぐというH A C C Pの考え方  
639 から、食肉だけではなく魚、野菜と区画して下処理し、加工及び加熱の部  
640 屋ではそれらが食材として供給され、その後に様々な工程を経る。二次汚  
641 染防止という観点から考えると、特にそうざい製造業において、しっかりと  
642 H A C C Pに基づく衛生管理ができていることが確認できる施設につい  
643 ては、複数の許可を必要としない制度が望ましい。
- 644 ④ そうざい製造業で幅広い食品の製造を認める場合、食肉製品を製造する場  
645 合では食品衛生管理者を置く必要がある。また、策定された衛生管理計画  
646 の関係もあるが、ハード面を見る必要があり、どのような食品を製造した  
647 いか申請時に確認する必要がある。
- 648 ⑤ H A C C Pに基づく衛生管理を前提に営業を許可しても、問題があれば、

649 改善指導、営業の禁停止など法律に基づく処分は可能。

650 ⑥ 商品の特性上、レトルトのような高温処理では中身の風味、食感が悪くな  
651 るため、よりチルド製造に近い形で作ることを目的として、100℃以上で  
652 はなく、80℃から 95℃ぐらいの範囲で商品特性を選んで二次殺菌をしてい  
653 る。また、必ずしも 100℃以上のものではなくて、低温でも加圧しながら殺  
654 菌できる装置があり、その中にはポテトサラダ、焼き肉、焼き魚も対象に  
655 含まれている。瓶詰・缶詰だけを許可にするというのは、時代に合わなく  
656 なってきている。

657

### 658 【飲食店営業】

#### 659 ○ 現状：

660 ① 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、  
661 レストラン、カフェ、バー、キヤバレーその他食品を調理し、又は設備  
662 を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業を除く。）コンビニエ  
663 スストア、スーパーマーケット、給食施設など幅広い調理施設が該当。

664 ② 許可取得施設数は 1,420,492。

665 ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル等通知レベルで定めている衛生規範があ  
666 る。

#### 667 ○ 主な意見：

668 ① 飲食店営業の許可を有する施設に H A C C P の考え方を取り入れた衛生管  
669 理が導入されれば複数の許可は不要ではないか。

670 ② 全国展開の店舗において、地方自治体による見解の差異は問題であり、見  
671 解統一が必要。

672

#### 673 <営業許可>

674 保健所によってローカルルールがあり、他の営業許可を重複して要求する保  
675 健所がある。

#### 676 (主な事例)

677 (1) テイクアウトする場合に、そうざい製造業の許可取得を求められる。

678 (2) 店内でケーキにトッピングなどの盛り付け工程がある場合に菓子製造業  
679 の許可取得を求められる。

680 (3) 食肉が 50%以上含まれる肉団子を販売（テイクアウト）する場合、そ  
681 うざい製造業の他に食肉製品製造業の許可取得を求められる。

682 (4) 飲食店営業に加え、菓子製造業、アイスクリーム類製造業等の許可取得  
683 を求められると、許可ごとに期限が異なるため、更新手続きが煩雑になる。

684

685 <施設設備>

686 許可取得のために設備変更が必要となる場合があり、その変更内容は地域に  
687 より見解が異なる。

688 (主な事例)

689 (1) 飲食店でソフトクリームを提供する際、厨房以外に機械を設置する場合  
690 は、機械と客席の間に天井までの仕切りが求められる。

691 (2) 地方自治体によって、従業員の作業場所に客の立ち入りを防ぐために区  
692 分する扉の高さが異なる。高さが腰ほどのスイングドアの場合や、高さ  
693 が天井までの扉の部屋を要求される場合がある。また、ドアノブ付きの  
694 扉を設置するよう指導を受けることもある。

695 (3) 施設設備であるとの理由から、石けんのホルダーの固定化、埋め込み式  
696 の設置を求められる。

697 (4) 衛生管理上の有効性を踏まえた指導ではなく、施設という言葉による硬  
698 直的な運用がされている場合がある。

699 (5) 商業施設内（駅ナカ店舗など）の店舗の共同トイレに石けんホルダーを  
700 固定するよう指導される例がある。店舗外のトイレに設備を設けること  
701 は困難。

702 (6) デリバリーをする場合に、地方自治体によっては、飲食店営業の施設に  
703 加え、詰め合わせ包装をする場所、施設を新設するよう指導がある。

704 (7) 厨房内において、精肉エリアと飲食店厨房エリアの区分を指導される場  
705 合があるが、狭小の場合は壁の設置は困難なため、床にテープを貼って  
706 区別するよう指導を受けるが、効果の程度が不明である。

707

708 【スーパーマーケット、コンビニエンスストア】

709 ○ 現状の規制：

710 ① 重複許可業種は菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業。

711 ② 保存基準がある主な食品：清涼飲料水、食鳥卵、ゆでだこ、ゆでがに、  
712 生食用鮮魚介類、生食用かき、魚肉練り製品、即席めん類、食肉及び鯨肉、  
713 食肉製品、豆腐、冷凍食品、氷菓、牛乳、加工乳、アイスクリームなど。

714

715 ○ 主な意見：

716 <営業許可>

717 ① 対象となる食品やオペレーションが同一であっても、地方自治体によって、  
718 営業許可の要・不要、取扱い可能な食品の種類等の判断が異なることがあ  
719 る。

720 (主な事例)

- 721 (1) フライヤーで揚げるフライドポテトや揚げパン等の販売に菓子製造業の  
722 許可が必要（コンビニエンスストア）。
- 723 (2) サーバーを用いたソフトクリームの販売にアイスクリーム製造業の許可  
724 が必要（コンビニエンスストア）。
- 725 (3) パック入り総菜の販売にそうざい製造業の許可が必要（コンビニエンス  
726 ストア）。
- 727 (4) うなぎの蒲焼きの炙り・包装に臨時営業の許可が必要（スーパーマーケ  
728 ット）。
- 729 ② 店舗によっては、複数の種類（7～17業種）の営業許可を取得している場  
730 合がある（スーパーマーケット）。スーパーマーケットを一括りの許可業種  
731 にした場合、食品事故が発生した際、（原因となった特定の部門 だけでは  
732 なく）店舗全体を閉鎖しないといけないという問題が発生するのではない  
733 か。

734 <施設設備>

- 735 ① 地方自治体ごとに異なる施設基準を統一してほしい。また、簡易な行為で  
736 あっても、専門施設と同様、独立した区画の設置など施設基準が求められ  
737 る。バックヤードでの解凍、カット、小分けについても、食肉処理業、食肉  
738 製品製造業、乳製品製造業、菓子製造業の基準が適用される。また、スーパ  
739 ーの近隣の子店で販売するそうざいを母店でまとめて調理している場合に  
740 においても、工場形態のそうざい製造業の施設基準への適合を求められる。セ  
741 ルフサービスのコーヒー調理器を設置する場合にも、喫茶店営業の施設基  
742 準への適合が求められる。

743 （主な事例）

- 744 (1) 包装食品の販売のみであっても、店舗内に従業員や客用の手洗い設備や、  
745 シンクの槽の数について、飲食店営業許可の施設基準への適合が求めら  
746 れる。また、（イートインの）客席規定の有無など（スーパーマーケット、  
747 コンビニエンスストア）も求めるよう指導する地方自治体がある。
- 748 (2) 移動販売用の自動車の施設基準の統一（スーパーマーケット、コンビニ  
749 エンスストア）。小規模なスーパーマーケットとコンビニエンスストアの  
750 相違点は、バックヤードでの調理加工があるかどうか。スーパーマーケ  
751 ットの場合、魚介類販売業、食肉販売業を取得してバックヤードでの分  
752 割・細切・包装作業がある。
- 753 ② コンビニエンスストアについては、飲食店営業許可の中に、下処理を行わ  
754 ず、単に加温、油で揚げる油ちょう、盛りつけなどの簡易な調理のみが可  
755 能な小分類を設けてはどうか。
- 756 ③ スーパーマーケットのバックヤードでの食肉・魚介類の処理、そうざい・

757 弁当の調理等を包括した新たな許可分類を設けることが可能か。

758

759 【調理機能を有する自動販売機による販売業】

760 ○ 現状：

761 ① カップ販売式自動販売機を含む食品に直接触れる構造を有する自動販売機  
762 による食品の販売業は要許可業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業）

763 ② 許可取得施設数は喫茶店営業 209, 60 のうち自動販売機 182, 032、

764 ③ 清涼飲料水の規格基準のほか、食品の自動販売機、カップ販売式自動販売機  
765 等の規格基準を規定。衛生指導について、通知にて規定。

766

767 ○ 主な意見：

768 ① 昭和 55 年の食品自販機の規格基準制定以降、衛生上へのリスクが著しく低  
769 下。

770 ② カップ式自販機は機内の完全自動調理。マイコン化により衛生的に保つた  
771 ための洗浄機能及び衛生機能の機能追加が可能。

772 ③ 調理機能を有する自動販売機は届出とするべき。要許可業種であれば自販  
773 機としての営業許可業種を新設するべき。既に一部の自治体では、施設確認  
774 検査を実施していない。

775 ④ カップ式自販機を屋外に設置する場合、カップ自動販売機の現行の施設基  
776 準である「ひさし、屋根」は必要との認識。カップ式自販機の機能に自動扉  
777 が導入されたが、自動販売機本体は雨水、防塵、防鼠構造をもつが、雨天時  
778 に自販機のアペレートを実施する場合、ひさし、屋根は必要。

779 ⑤ 営業許可要件等に変更がないカップ式自販機を同一施設内に設置（新規・増  
780 設）する場合、一台毎の営業許可の新規申請が必要な保健所があり、自治体  
781 によって判断が著しく異なる。同一施設内の自販機の増設及び入替及び一  
782 部廃止（撤去）は、「営業許可申請事項変更届」とするべき。

783 ⑥ 設置場所により取扱いを変更する場合には、屋内と屋外の定義の明確化が  
784 必要。

785

786 【缶詰又は瓶詰食品製造業】

787 ○ 現状：

788 ① 缶詰又は瓶詰食品製造業（他の要許可業種に該当する営業を除く。）は要許  
789 可業種。

790 ② 許可取得施設数は 5, 274。

791 ③ 重複許可業種（20%以上、N=20 以下を除く。）は菓子製造業及びそうざい製  
792 造業

793 ④ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品には製造基準等を設定。

794

795 ○ 主な意見：

796 ① 缶詰又は瓶詰製造業は、他の要許可業種に該当する場合を除くとされており、許可を要する食品を製造する場合、缶詰又は瓶詰食品製造業の許可に加え、必要な営業許可を取得する必要がある（飲食店営業、菓子製造業、清涼飲料水製造業、みそ製造業、ソース類製造業、そうざい製造業など）。

797  
798  
799  
800 ② 製造業では、区画して包装場を設けなければならないが、缶詰又はびん詰製造業では、包装場を必要としていないので、不必要な包装室を設けなければならないことになる。

801  
802  
803 ③ レトルト食品は缶詰と同じとは考えられておらず、営業許可として分類されていないため、各地方自治体が飲食店営業、そうざい製造業等の許可を必要としている。

804  
805  
806 ④ 業界団体では、缶詰又は瓶詰食品とは「食品を缶またはびんに詰めて密封した後、加熱殺菌を施し、長期の保存性を与えた食品」としている。レトルト食品は、容器が合成樹脂容器を使用している点以外においては、缶詰食品と同じ製造方法である。これらは、加熱殺菌により当該食品が想定される流通条件で発育する微生物を殺滅する、いわゆる商業的無菌を達成するとともに、容器の密封性能により加熱殺菌後の微生物の再汚染による変敗を防止することにより 長期間常温での保存を可能としている。この製法は缶詰、瓶詰、レトルト食品に共通するものであり、工程中の衛生管理や加熱殺菌条件等も内容食品によって異なることはほとんど無い。食品の種類にかかわらず機密性容器に密封、加熱殺菌をして長期間常温で保存可能な食品を、内容食品の種類に関係なく一括して許可する制度とするべき。

807  
808  
809  
810  
811  
812  
813  
814  
815  
816  
817 ⑤ 缶詰瓶詰レトルト食品の許可を独立させるか、個別の許可の中に缶詰、瓶詰、レトルトの製品を作る場合の規定を入れ込むかについて、検討が必要。

818  
819

820 【厨房の施設設備関係】

821 ○ 主な意見：

822 厨房の建築・設備等の所管各省庁から出ている基準についての統一が必要  
823 である。室温と湿度、食品衛生法の衛生規範で厨房は、室温 25 度以下、湿度  
824 80%以下、厨房内の有効天井高は 2.7m以上とされているが、前者はビル  
825 管理法、後者は建築基準法と整合していない。

826

827 【普通倉庫業】

828 ○ 現状：

- 829 ① 管理は基本的に荷主からの指示に従う。荷主から定温保管や保管温度の上  
830 限や下限の指示があるものについては、温度管理を徹底している。  
831 ② 外装破れ等が発生した場合、当該品の良品・不良品の取扱い判断は荷主が  
832 行い、倉庫側はその指示に対応している。  
833 ③ 不良品の廃棄についても、マニフェストは荷主の名前で発行されている。

834

835 ○ 主な意見：

- 836 ① 普通倉庫においては、保健所からの監視指導の実態はほとんどない。  
837 ② 清掃状況等に関する自主的な監査を実施している。

838

839 【トラック運送業】

840 ○ 現状：

- 841 ① 一般的に衛生管理は荷主との契約に基づき個別に実施している。  
842 ② 荷台の清掃・洗浄・消毒、鼠族対策、温度管理等、一般的な衛生管理について  
843 は、荷主からの要望・指示を踏まえて実施している。  
844 ③ 梱包された食品を取り扱う（食品には直接触れないため）ため、輸送時に必  
845 要な衛生管理は基本的に 温度管理のみ。温度管理については、食品衛生法  
846 の規格基準で規定されている食品については、保存基準の温度が最低基準  
847 となるが、通常、メーカー等の指示で、より厳しい温度で管理している。

848

849 ○ 主な意見：

850 衛生管理については、メーカー等（荷主）の協力が不可欠であり、運送業側  
851 だけで責任を持つことは困難である。

852

853 【農業関連】

854 ○ 現状：農業における食品の採取業については、食品衛生法の営業の定義から  
855 除外している。

856 ○ 主な意見：

- 857 ① 農場から収穫された青果物の形状が実質的に変わるものではないことから、  
858 収穫から出荷までの青果の選別等の生産者とその団体が行う作業は採取の  
859 範囲ではないか。  
860 ② 米についても、生産者の収穫から団体の保管及び管理までが採取の範囲で  
861 はないか。

862

863 【水産業関連】

864 ○ 現状：



- 865 ① 水産業における食品の採取業については、食品衛生法の営業の定義から除外され、魚介類せり売り営業は要許可業種。  
866  
867 ② 許可取得施設数は1150。  
868 ③ 生食用鮮魚介類、生食用かき、ゆでだこ、ゆでがに、など一部の水産食品に成分規格、加工基準、保存基準を設定。  
869

870

871 ○ 主な意見：

872 沿岸漁業の生産現場では、様々な漁業形態において、多様な形態により一次産品が取り扱われ、その多くは販売の対象とされている。このような漁業生産の実態を考慮し、施設基準の改正により生産者への負担増や現場に混乱が生じることがないように、浜の実情に配慮した制度とするべき。  
873  
874  
875

876

877

878 5 営業許可業種の見直し及び施設の参酌基準の素案等

879

880 (1) 基本的な考え方

- 881 ○ ①食中毒等のリスクが高いもの、②規格基準等が定められているもの、  
882 ③過去の食品事故や食中毒の発生状況等を踏まえて衛生上の配慮を特に要するもの等、要許可業種はリスクに応じて決めることとする。  
883  
884 ○ 現行制度では、許可分類が細分化されており、取り扱う食品の種類により、一の施設で複数の営業許可取得を求めているため、①製造業、販売業の現状に応じた業種区分の新設・統合 ②原材料、製造方法、施設基準が類似の製造業の統合等食品産業の実態に応じた見直しを行う。  
885  
886  
887  
888 ○ 現状、飲食店営業の許可で大規模、一定期間流通するそうざいなどの製造が可能であるため、製造、調理の区分などの考え方を整理する。  
889  
890 ○ 施設の参酌基準については、主要自治体の条例、厚生労働省のガイドライン等を参考に製造、販売、保管等のカテゴリーごとに共通基準、食品や業態ごとに個別基準を策定する。  
891  
892

893

894 (2) 留意事項

- 895 ○ 施設の参酌基準素案は、現在の厚生労働省通知、都道府県等の条例、欧米の基準、平成30年度厚生労働省営業許可施設基準の標準化等に係る調査事業結果等を参考に作成する。  
896  
897  
898 ○ 飲食店事業者及び小規模事業者等については、施設の構造、配置、区画、照度、換気及び手洗い設備等の洗浄設備等の規定の適用等について配慮が必要である。  
899  
900

- 901 ○ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない。  
902 ○ 条例化、運用に際しては次の点が重要である。  
903 ➤ 一部の都道府県等では、参酌基準を参照して新たに定めた条例が現行  
904 条例よりも厳しい規定となる可能性があるため、当分の間、基準を斟  
905 酌して運用する必要がある。  
906 ➤ 新たに許可業種となる施設については、事業の継続に十分配慮し、弾  
907 力的に運用する必要がある。  
908 ➤ 統合型そうざい製造業については、許可後、速やかに施設に立ち入り  
909 をして衛生管理基準への適合性を確認する必要がある。  
910 ○ 現行制度では、品目毎に異なる営業許可を取得する必要があるため、単  
911 一施設で複数の営業許可を取得することが常態化しているが、単一許可  
912 業種で取扱いが可能な食品の範囲を拡大し、施設の営業形態に最も適切  
913 な許可を取得する「一施設一許可」となるように見直す。

914

### 915 (3) 共通基準素案

#### 916 ア 位置、場所、周囲の地面

917 施設は、設置された場所に応じて、じん埃、そ族昆虫、排水、廃棄物等  
918 周囲の環境からの汚染が防止可能な構造設備を有すること。

#### 919 イ 建物の耐久性

920 建物は、取り扱う食品の安全性の確保に支障の無い耐久性を有するこ  
921 と。

#### 922 ウ 規模、面積

923 施設は衛生的な作業の継続的な実施、必要な施設設備や機械器具の配置  
924 等目的、取扱量に応じた十分な広さを有すること。

#### 925 エ 施設の構造、配置、区画

926 施設内の作業区分に応じて、食品、機械器具等の食品への接触面、容  
927 器包装（以下「食品等」という。）の汚染の起こりうる工程を配置、空気  
928 の流れ、間仕切りその他適切な方法により区画すること。

929 ただし、食品等及び従業者の動線、時間等衛生管理により区画できる  
930 場合はこの限りでない。住居、その他の食品取扱い施設以外の施設と区  
931 画すること。

#### 932 オ 食品取扱い区域の床、内壁、天井等

933 床、内壁、天井は、清掃、洗浄、消毒等が容易な材質、構造を有し、  
934 食品等の汚染源とならないものであること。

935 床、内壁の洗浄消毒に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性材  
936 料で排水がよい構造であり、内壁は、床面から汚染を受けやすい高さま

- 937           で、不浸透性材料で腰張りをすること。
- 938           構造物、空調ダクト、配管からの水滴、結露が食品等を汚染しない構
- 939           造であること。
- 940   カ 照明
- 941           食品の製造加工、調理、保管、施設設備や機械器具等の清掃、洗浄消
- 942           毒、検査等の際に必要な照度を確保できる構造設備を有すること。
- 943   キ 換気、空調設備
- 944           適切な換気、空調、空気の流れの管理により、結露、カビ発生を防止
- 945           する構造、設備を備えること。
- 946   ク 給水設備
- 947           食品等に使用する水は、水道水又は飲用に適する水とし、適切な温
- 948           度、水圧の十分な量の流水を食品の製造加工、調理、施設設備、機械器
- 949           具及び容器包装の洗浄のために必要な場所に供給する設備を設けるこ
- 950           と。水道水以外の水を使用する場合には、必要な消毒装置、浄水装置等
- 951           を備え、水源は外部から汚染されない構造であること。貯水槽を使用す
- 952           る場合は、衛生上支障のない構造であること。
- 953   ケ 手洗い設備
- 954           従事者が必要な手洗いを行うため、適切な温度の水を供給する機能を
- 955           有する流水受水槽式の設備を必要な数設けること。水栓は洗浄後の手指
- 956           の再汚染が防止できる構造であること。
- 957   コ 排水設備
- 958           排水設備は、次に掲げる構造等により、廃棄物、排水が食品、使用
- 959           水、機械器具等の汚染源とならないよう施設外に流出、搬出できるもの
- 960           であること。
- 961   サ 冷蔵冷凍設備
- 962           食品の製造加工、調理、保管に必要な冷蔵又は冷凍を行う設備を設け
- 963           ること。
- 964           （冷凍食品の製造を行う場合）
- 965           ・原料保管室あつては、必要な性能を有する冷蔵又は冷凍設備を設け
- 966           ること。
- 967           ・製造室にあつては、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷、冷
- 968           却に必要な設備等を備えること。
- 969           ・冷凍室、保管室を設け、製品を-15℃以下とする性能を有する冷凍設
- 970           備を設けること。
- 971   シ そ族・昆虫等の侵入防止設備
- 972           そ族昆虫の施設内への侵入の防止設備、侵入した場合の駆除のための

973 設備を必要に応じ設けること。

#### 974 ス 便所

975 便所は、次に掲げる要件を備えること。

976 ① 従事者が使用するために必要な数、機能を有する設備を設けるこ  
977 と（公衆便所、近隣の住居その他使用の確実性が確保できない便所  
978 ではないこと。）。

979 ② 便所（し尿浄化槽を含む。）は、作業場に影響のない位置及び構造  
980 とし、そ族、昆虫等の侵入を防止する設備を設けること。専用の流  
981 水受槽式手洗い設備を備えること。

#### 982 セ 原材料等保管場所

983 食品、添加物並びに器具及び容器包装を適切な温度、相互汚染の防止を  
984 図るなどその種類及び特性に応じて衛生的に保管することができる設備  
985 を取扱量に応じて設けること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等  
986 の薬剤は、食品等とは別に保管する設備又は場所を設けること。添加  
987 物を使用する場合には、専用の保管する設備又は場所を設けるととも  
988 に、計量器を備えること。

#### 989 ソ その他の施設設備

990 ① 製品梱包室 製品を包装する営業にあつては、衛生的に容器包装に入  
991 れることができる室又は場所を設けること。

992 ② 廃棄物容器及び保管設備 廃棄物容器及び廃棄物保管設備は、耐水性  
993 で十分な容量を有し、清掃しやすく、汚液及び汚臭が漏れないもので  
994 あること。

995 ③ 更衣場所 従業員の数に応じた清潔な更衣場所を作業場への出入りが  
996 容易な位置に設けること。

997 ④ 洗浄設備 原材料、食品、機械器具、容器包装を洗浄するため、必要  
998 に応じて熱湯蒸気等を供給できる洗浄設備を設けること。洗浄槽又は  
999 洗浄設備は使用目的に応じた大きさ及び数を有すること。

#### 1000 タ 機器器具

1001 ① 製造加工又は調理を行う作業場の機械器具、容器その他の設備は、適  
1002 正に洗浄並びに保守及び点検が行える構造であること

1003 ② 食品に直接接触する機械器具等は、耐水性で洗浄しやすく熱湯、蒸気  
1004 又は殺菌剤等で消毒が可能なものであること。

1005 ③ 固定され、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利で、かつ、清掃  
1006 及び洗浄をしやすい位置に配置すること。組み立て式の機械器具、容  
1007 器その他の設備は、分解、清掃しやすく、必要に応じて洗浄消毒が可  
1008 能な構造であること 取扱量に応じた数の機械器具及び容器包装を備

- 1009 えること。
- 1010 ④ 食品を運搬、配達する容器は、専用で衛生的で、ふた等により汚染を
- 1011 防止することが可能なものであること。
- 1012 ⑤ 冷蔵、殺菌、加熱等の設備には、見やすい箇所に必要な温度計を備え
- 1013 ること。また、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備え
- 1014 ること。
- 1015 ⑥ 作業場を清掃、洗浄消毒するための専用で十分な数の用具及びこれら
- 1016 の保管場所を有すること。従事者へ指示が理解しやすい内容の掲示
- 1017 を設置すること。

1018 注①：飲食店営業にあつては、セ 原材料等保管場所、ソ その他の施設

1019 設備 ①製品梱包室及び④洗浄設備中の蒸気を供給できる洗浄設備、

1020 タ 機器器具中の圧力計、流量計その他の計量器に関する規定は適用

1021 しない。

1022 注②：設備整備の際の考慮する事項

1023 換気、空調設備について、適切な換気、空調、空気の流れの管理によ

1024 り、結露、カビ発生、汚染区域から清浄区域への空気の流入等を防止する

1025 構造、設備を備えること。適切な温度及び湿度が維持できる設備を設ける

1026 こと。

1027 照明器具は破損した際に飛散して食品等の汚染源とならない材質、構造

1028 等を有すること。

1029

#### 1030 (4) 営業許可業種ごとの範囲と個別基準の素案

##### 1031 ア 集乳業

##### 1032 ① 範囲

- 1033 ○ 集乳業については、クーラーステーション（CS）を有し、生牛乳ま
- 1034 たは生山羊乳の集送乳業務（生産農家からの集乳及び乳業メーカー
- 1035 等への送乳）及びこれを保存する営業とする（現行どおり）。
- 1036 ○ 乳処理業の許可を取得した施設に併設するクーラーステーションに
- 1037 ついては、集乳業の許可は不要とする。

##### 1038 ② 施設基準

- 1039 ● 施設は、貯乳設備、生乳受入時の検査を行うための検査設備を設け
- 1040 ること。
- 1041 ● 生乳受入・搬出量に応じた能力がある冷却器又は、冷蔵保管設備を
- 1042 設けること。

1043

##### 1044 イ 乳処理業

- 1045 ① 範囲
- 1046 ○ 乳処理業は乳及び乳製品のうち飲料を処理し、又は製造する営業と
- 1047 する。ただし、清涼飲料水の製造に当たって、清涼飲料水製造業の
- 1048 許可を要しない。
- 1049 ② 施設基準
- 1050 ● 施設は、貯乳設備（生乳を使用しない施設を除く。）、処理室、製品
- 1051 保管室、生乳受入時の検査を行うための検査室及び必要に応じて容
- 1052 器洗浄設備、洗瓶室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所
- 1053 とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- 1054 ● 処理室にあっては、ろ過、殺菌、充填、密栓に必要な設備等を備え
- 1055 ること。
- 1056 ● 処理量に応じた能力がある冷却器、製品を10℃以下とする性能を有
- 1057 する冷蔵保管設備を設けること（常温保存可能品を製造する施設を
- 1058 除く）。
- 1059 ● 検査室には、必要な設備を設けること。

1060

#### 1061 ウ 特別牛乳搾取処理業

- 1062 ① 範囲
- 1063 ○ 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌
- 1064 の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛
- 1065 乳に処理する営業をいう。）
- 1066 ② 個別基準
- 1067 ● 施設は、牛体洗浄設備、搾乳室、貯乳設備、処理室、製品保管室、生
- 1068 乳受入時の検査を行うための検査設備及び必要に応じて洗瓶室を設
- 1069 けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、
- 1070 作業区分に応じて区画すること。
- 1071 ● 処理室にあっては、ろ過、殺菌、充填、密栓に必要な設備等を備え
- 1072 ること。また、殺菌する場合は、自記温度計備えた殺菌設備を設け
- 1073 ること。
- 1074 ● 処理量に応じた能力がある冷却器、製品を10℃以下とする性能を有
- 1075 する冷蔵保管設備を設けること。

1076

#### 1077 エ 乳製品製造業

- 1078 ① 範囲
- 1079 ○ 乳製品製造業は、乳製品（乳酸菌飲料を含む。）を製造する営業とす
- 1080 る

- 1081 ○ 乳酸菌飲料製造業は廃止する。
- 1082 ② 個別基準
- 1083 ● 施設は、原料保管室、貯乳設備（生乳を使用しない施設を除く。）、
- 1084 調合室、製造室、製品保管室、生乳受入時の検査を行うための検査
- 1085 室（生乳を使用しない施設及び検査を外部委託する施設を除く。）及
- 1086 び必要に応じて、洗瓶室を設けること。なお、規模に応じて、室を
- 1087 場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- 1088 ● 製造室にあっては、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装に必要な設備等を
- 1089 備えること。また、必要に応じて、発酵、濃縮、乾燥、乳化、クリー
- 1090 ム分離等の設備を設けること。
- 1091 ● 保存基準が定められた食品を製造する場所にあっては、必要な性能
- 1092 を有する冷蔵又は冷凍設備を設けること。
- 1093

#### 1094 オ アイスクリーム類製造業

- 1095 ① 範囲
- 1096 ○アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体
- 1097 食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造す
- 1098 る営業。
- 1099 ② 個別基準
- 1100 ● 施設は、原料保管室、貯乳設備（生乳を使用しない施設を除く。）、
- 1101 調合室、製造室及び製品保管室を設け、生乳受入時の検査を行うた
- 1102 めの検査室（生乳を使用しない施設及び検査を外部委託する施設を
- 1103 除く。）を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合に
- 1104 あっては、作業区分に応じて区画すること。製造室にあっては、ろ
- 1105 過、殺菌、冷却、充填、包装、凍結硬化に必要な設備等を備えるこ
- 1106 と。
- 1107 ● 食品製造用水を供給できる設備を備えること。
- 1108 ● 製造量に応じた能力のある冷却設備、冷凍保管設備を設けること。
- 1109

#### 1110 カ 清涼飲料製造業

- 1111 ① 範囲
- 1112 ○ 清涼飲料水製造業は清涼飲料水を製造する営業とする。ただし、乳
- 1113 飲料及び乳酸菌飲料の製造に当たって、生乳を使用しない場合は乳
- 1114 処理業及び乳製品製造業の許可を要しない。
- 1115 ② 個別基準
- 1116 ● 施設は、原料保管室、調合室（ミネラルウォーター類のみを製造す

- 1117 る施設を除く。)、製造室、製品保管室及び必要に応じて容器洗浄設  
1118 備、容器製造・組み立て設備を設けること。なお、規模に応じて、室  
1119 を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。  
1120 ● 製造室にあっては、調合、充填、密封、殺菌（又は除菌）に必要な設  
1121 備等を備えること。  
1122 ● 必要に応じて処理量に応じた能力のある冷却設備、保存基準が定め  
1123 られた食品を製造する場合にあっては、必要な性能を有する冷蔵又  
1124 は冷凍設備を設けること。  
1125

## 1126 キ 食肉処理業

- 1127 ① 範囲
- 1128 ○ 食肉処理業は、現行どおり（食用に供する目的で食鳥処理法又はと畜  
1129 場法に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解  
1130 体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業。）とす  
1131 る。
- 1132 ○ 食肉処理業の許可を受けた施設で、ショーケースを設けるなどして食  
1133 肉を小売り販売する場合には食肉販売業の許可は要さない。
- 1134 ○ 食肉製品製造業において、鳥獣肉を細切し、原材料として製造加工す  
1135 る場合にあっては、食肉処理業を必要としない。
- 1136 ② 個別基準
- 1137 ● 施設は、荷受室、処理室、製品保管室を設けること。なお、規模に  
1138 応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画す  
1139 ること。
- 1140 ● 不可食部分用容器及び廃棄用容器は不浸透性材料で作られ、蓋があ  
1141 り、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭が漏れない構造のものであり、  
1142 かつ、処理量に応じた容量とすること。
- 1143 ● 処理量に応じた食肉を 10℃以下又は-15℃以下とする性能を有する  
1144 冷蔵・冷凍保管設備を設けること。
- 1145 ● 処理室にあっては、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割、細切する  
1146 ために必要な設備等を設けること。
- 1147 ● 小売りの場合にあっては、ショーケースを備えること。
- 1148 <生体又はと体を処理する場合>
- 1149 ● 生体又はと体を処理する施設にあっては、とさつ放血室（とさつ放  
1150 血を行う場合に限る。）、剥皮場所、懸肉室及び剥皮前のと体洗浄設  
1151 備を設けること。また、必要に応じて、脱羽場所、羽毛・皮・骨等の  
1152 置場を設け、処理前の生体又はと体と処理後の食肉等の搬入及び搬



- 1153 出場所を別にすること。
- 1154 ● 剥皮場所は懸吊設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄  
1155 消毒設備が設けられていること。
- 1156 ● 懸肉室は他の作業場所から隔壁により区画され、出入口は密閉でき  
1157 ること。
- 1158 ● 洗浄消毒設備にあっては、摂氏 60 度以上の温湯及びナイフ等の器具  
1159 の洗浄消毒のため摂氏 83 度以上の熱湯を必要量供給できること。ま  
1160 た、供給する温湯及び熱湯の温度が確認できる温度計を設けること。
- 1161 <自動車で野生鳥獣肉のと殺・解体を行う場合>
- 1162 ● 処理室は他の作業場所から隔壁により区画され、出入口、窓等は密  
1163 閉できること。
- 1164 ● 計画処理頭数に応じ、飲用適の水を必要量供給することのできる容  
1165 量を有する貯水槽を設けること。なお、シカ又はイノシシの成獣一  
1166 頭当たりの必要量をおおむね 100 リットルとする。
- 1167 ● 野生鳥獣の解体で生じた排水の貯留に必要な容量を有する汚水槽を  
1168 設けること。また、汚水槽は不浸透性材料で作られ、蓋があり、汚  
1169 液、汚臭が漏れない構造のものであること。
- 1170 ● 車外に剥皮場所を設置する場合には、処理室の入口に隣接し  
1171 て設置し、風雨、塵芥等、外部環境によると体の汚染や昆虫等の侵  
1172 入を一時的に防止する設備を設けること。
- 1173 <生食用食肉の処理を行う場合>
- 1174 ● 施設は、生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、他の設備と区分  
1175 すること。
- 1176 ● 製造量に応じた数及び能力のある専用の加熱殺菌設備、器具及び手  
1177 指の洗浄及び消毒に必要な専用の洗浄設備を設けること。
- 1178 ● 生食用食肉の加工に使用する処理台、裁断機その他肉塊が接触する  
1179 機械器具類は専用のものを備えること。
- 1180 ● 生食用食肉を 4℃以下とする性能を有する冷蔵設備、生食用食肉を  
1181 凍結させる場合には-15℃以下とする性能を有する凍結設備を設け  
1182 ること。
- 1183 <血液加工を行う場合>
- 1184 ● 運搬用具の洗浄殺菌室、原料血液貯蔵室、処理室、冷蔵室（又は冷  
1185 蔵庫）及び必要に応じて包装室を設け、それぞれの室が区画されて  
1186 いること。ただし、採血から加工まで一貫して行われる施設で、他  
1187 施設より原料血液を運搬してこない施設にあっては、運搬  
1188 器具の洗浄殺菌室及び原料血液貯蔵室を省略しても差し支えない。

- 1189 ● 処理用に応じた数及び大きさの原料貯留総、分離機等必要な機械器  
1190 具を有すること。  
1191 ● 原料血液受入れ設備から充填設備までの工程における各設備の接続  
1192 は、サニタリーパイプで連結してあること。  
1193

#### ク 食肉販売業

- 1195 ① 範囲  
1196 ○ 解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切し、販売する営  
1197 業とする（現行どおり）。  
1198 ○ 未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロツケなどの半製品を調整する場  
1199 合は別途の営業許可を要さない。  
1200 ○ 包装済の食肉のみを販売する場合は届出とする。  
1201 ② 個別基準  
1202 ● 施設は、処理室及び食肉を 10℃以下又は-15℃以下とする性能を有  
1203 する冷蔵・冷凍保管設備（ショーケースを含む。）を設けること。  
1204 ● 不可食部分用容器及び廃棄用容器は不浸透性材料で作られ、蓋があ  
1205 り、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭が漏れない構造のものであり、  
1206 かつ、処理量に応じた容量とすること。  
1207 ● 処理室にあっては、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割、細切する  
1208 ために必要な設備等をもうけること。  
1209

#### ケ 食肉製品製造業

- 1211 ① 範囲  
1212 ○ 食肉製品製造業とは、ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類  
1213 するものを製造する営業とする（現行どおり）。  
1214 ○ 食肉製品製造業で製造が可能な食品の範囲を食肉の含量50%未満  
1215 のそうざいに拡大する。  
1216 ○ 食肉製品製造のための食肉処理には食肉処理業の許可は求めない。  
1217 ② 個別基準  
1218 ● 施設は、原料保管室、前処理室、調合室、製造室、包装室及び製品保  
1219 管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあ  
1220 っては、作業区分に応じて区画すること。  
1221 ● 製造室にあっては、殺菌、冷却を行う場合は、殺菌、製品の中心部  
1222 温度測定、冷却に必要な設備等を備えること。また、保存基準が定  
1223 められた食品を製造する場合にあっては、必要な性能を有する冷蔵  
1224 又は冷凍設備を設けること。

1225  
1226  
1227  
1228  
1229  
1230  
1231  
1232  
1233  
1234  
1235  
1236  
1237  
1238  
1239  
1240  
1241  
1242  
1243  
1244  
1245  
1246  
1247  
1248  
1249  
1250  
1251  
1252  
1253  
1254  
1255  
1256  
1257  
1258  
1259  
1260

コ 魚介類販売業

① 範囲

- 魚介類販売業は、鮮魚介類を処理し、販売する営業とする（卸売市場における、仲卸業者を含む。）。
- 包装した魚介類を仕入れそのまま販売する営業（営業届出制度の対象）、もっぱら魚介類を生きているまま販売する営業、及び魚介類卸売業を除く。
- フグ処理とは、フグ処理資格を有した者によるフグの処理（有毒部位の除去等）を行う営業とする。フグ処理については、飲食店営業、魚介類販売業、水産食品製造加工業において、営業可能とする。ただし、飲食店、魚介類販売業及び水産食品製造加工業でフグ処理を行い、提供する場合は、飲食店の個別基準に同様の基準を追加要件とする。
- かき処理とは、かきをむき身、洗浄し、包装する営業とする。
- かき処理については、魚介類販売業、水産食品製造加工業において、営業可能とする。

② 個別基準

- 施設は、入荷原料等保管室、処理・包装室、製品保管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- 取扱う魚介類の量に応じた冷蔵・冷凍設備を設けること。
- 処理・処理室にあっては、魚介類の処理に必要な設備等を備えること。
- 小売施設にあっては、冷蔵又は冷凍機能を有する陳列・販売に必要な設備等を備えること。
- 生食用鮮魚介類を取扱う施設にあっては、専用の器具を備えること。

<フグを処理する場合>

- 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位を保管する施設できる容器を設けること。
- フグ処理を行うための専用の包丁、まな板等の器具を備えること。
- フグを凍結する場合は、急速凍結が可能な $-18^{\circ}\text{C}$ 以下の凍結機能を有する冷凍設備を設けること。

- 1261 <かきを処理する場合>
- 1262 ● 必要に応じて、浄化施設を設けること。
- 1263 ● 前処理室にあっては、殻付きかきの洗浄に必要な設備等を設けること。
- 1264
- 1265 ● 製造室にあっては、むき身処理、むき身洗浄及び包装に必要な設備等を設けること。
- 1266
- 1267

1268 サ 水産食品製造加工業（魚肉ねり製品製造業を含む。）

- 1269 ① 範囲
- 1270 ○ 水産食品及びこれを主要原料とする食品を製造又は加工する営業とする。
- 1271
- 1272 ○ 「水産食品」とは、海水産又は淡水産の動物及びその卵をいう。
- 1273 ○ 海藻及びこれを主要原料とする食品を製造又は加工する営業は届出とする（昆布（出汁用昆布、とろろ昆布、塩昆布、酢昆布等）海苔（焼き海苔、味付け海苔、刻み海苔等）、わかめ（乾燥わかめ等）、寒天、ところてん、ひじき（ひじき煮）等）。
- 1274
- 1275 ○ 水産業の採取業の一部と解されている漁業者等が行う素干し、活じめ、放血、頭・内臓・鱗の除去、冷凍・冷蔵等の出荷前の漁獲物の調整は届出対象から除外する（調整中）。
- 1276
- 1277 ○ 水産食品及びこれを主要原料とする食品とは、冷蔵加工品、冷凍水産加工品、塩蔵製品、乾燥製品、調理加工品、魚卵製品、発酵製品、くん製品、缶詰・びん詰・レトルト製品、調味乾燥品、茹で加工品、つくだ煮、魚肉ねり製品（すり身を含む。）、加熱乾燥品、節類製品等とする。
- 1278
- 1279 ○ 水産食品製造加工業の許可を有する場合、魚介類販売業の許可は不要とする。
- 1280
- 1281 ○ 魚肉ねり製品製造とは、魚肉ねり製品（すり身を含む。）を製造する営業とする。
- 1282
- 1283 ○ イカそうめん、フライ加工品、つくだ煮、じゃこ天などはそうざい製造業又は飲食店営業でも製造可能とする。
- 1284
- 1285 ○ フグ処理とは、フグ処理資格を有した者によるフグの処理（有毒部位の除去等）を行う営業とする。
- 1286
- 1287 ○ フグ処理業については、飲食店営業、魚介類販売業、水産食品製造加工業において、営業可能とする。ただし、飲食店、魚介類販売業及び水産食品製造加工業でフグ処理を行い、提供する場合は、飲食店の個別基準に同様の基準を追加要件とする。
- 1288
- 1289
- 1290
- 1291
- 1292
- 1293
- 1294
- 1295
- 1296

- 1297 ○ かき処理とは、かきをむき身、洗浄し、包装する営業とする。
- 1298 ○ かき処理については、魚介類販売業、水産食品製造加工業において、
- 1299 営業可能とする。
- 1300
- 1301 ② 個別基準
- 1302 ● 施設は、原材保管室、前処理室、製造室及び製品保管室を設け、必
- 1303 要に応じて、乾燥室、洗浄室、解凍室を設けること。なお、規模に
- 1304 応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画す
- 1305 ること。
- 1306 ● 原料保管室及び製品保管室には、必要に応じて、冷蔵又は冷凍設備
- 1307 を設けること。
- 1308 ● 前処理室又は製造室にあっては、必要に応じて、解凍、調合、加
- 1309 熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等の設備を設けること。
- 1310 ● 保存基準が定められた食品を製造する場合にあっては、必要な性能
- 1311 を有する冷蔵または冷凍設備を設けること。
- 1312 ● 生食用鮮魚介類を取扱う施設にあっては、専用の器具を備えるこ
- 1313 と。
- 1314
- 1315 <魚肉ねり製品を製造する場合>
- 1316 ● 前処理室及び製造室には、擂潰・攪拌、殺菌に必要な設備等を備え
- 1317 ること。
- 1318
- 1319 <フグを処理する場合>
- 1320 ● 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位を保管する施設できる容器を設け
- 1321 ること。
- 1322 ● フグ処理を行うための専用の包丁、まな板等の器具を備えること。
- 1323 ● フグを凍結する場合は、急速凍結が可能な $-18^{\circ}\text{C}$ 以下の凍結機能を
- 1324 有する冷凍設備を設けること。
- 1325
- 1326 <かきを処理する場合>
- 1327 ● 必要に応じて、浄化施設を設けること。
- 1328 ● 前処理室にあっては、殻付きかきの洗浄に必要な設備等を設けるこ
- 1329 と。
- 1330 ● 製造室にあっては、むき身処理、むき身洗浄及び包装に必要な設備
- 1331 等を設けること。
- 1332

1333

1334

## シ 魚介類せり売り営業

1335

1336

1337

### ス みそ・醤油製造業

1338

#### ① 範囲

1339

- みそ・醤油製造業は、みそ及び醤油並びにこれらの加工品を製造する営業とする。

1340

1341

- みそ加工品は、液体みそ、調味みそ等とする。

1342

- 醤油加工品は、醤油の原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない）とする。

1343

1344

1345

#### ② 個別基準

1346

- 施設は、必要に応じて、原料保管室、麴室、前処理室、仕込み・熟成室、包装充填室、製品保管室を設けること。包装充填室には、必要に応じて容器洗浄設備、容器製造・組み立て設備を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

1347

1348

1349

1350

- 醤油を製造する施設にあっては、必要に応じて、圧搾、火入れ、調合、濾過設備、圧搾製成に必要な設備等を設けること。

1351

1352

1353

- 加工品を製造する施設にあっては、必要に応じて、調合、ろ過、乾燥、加熱・殺菌、充填、密栓に必要な設備等を備えること。

1354

1355

- みそ製造及び醤油製造の施設は共用可能とする。

1356

1357

### セ 豆腐製造業

1358

#### ① 範囲

1359

- 豆腐製造業は、豆腐及びその加工品を製造する営業とする。

1360

- 豆腐加工品は、焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（清涼飲料水を除く。）、豆腐ドーナツ、おからドーナツ等とする。

1361

1362

1363

#### ② 個別基準

1364

- 施設は、原料保管室、前処理室、製造室及び製品保管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

1365

1366

1367

- 製造室にあっては、殺菌、冷却、必要に応じ包装に必要な設備等を備えること。

1368

- 1369 ● 無菌充填豆腐を製造する施設にあつては、連続流動式の加熱殺菌機  
1370 及び充填、密封に必要な設備を備えること。  
1371 ● 必要な性能を有する冷蔵設備（無菌充填豆腐等を除く。）を設ける  
1372 こと。  
1373 ● 食品製造用水を供給できる設備を備えること。  
1374 ● 加工品を製造する施設にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油  
1375 ちょう等を行う設備を備えること。  
1376

## 1377 ソ 納豆製造業

- 1378 ① 範囲  
1379 ○ 納豆製造業は、納豆を製造する営業とする。  
1380 ② 個別基準  
1381 ● 施設は、原料保管室、前処理室、製造室、発酵・熟成室及び製品保  
1382 管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合に  
1383 あつては、作業区分に応じて区画すること。  
1384 ● 蒸煮、発酵、冷却、包装に必要な設備等を備えること。  
1385

## 1386 タ めん類製造業

- 1387 ① 範囲  
1388 ○ めん類製造業は、生めん、ゆでめん、乾めん、冷凍めん、即席めん、  
1389 調理めん等を製造する営業とする。  
1390 ○ めんを製造し、かつ調理・提供を行う施設は、飲食店営業の許可を要  
1391 することとし、めん類製造業の許可は要しない。ただし、同様の施設  
1392 で、継続的に製造しためんを包装し、販売する場合は、めん類製造業  
1393 の許可を要するものとする。  
1394 ○ めん類製造業の許可を受けた施設で、調理めん（ねぎ、天ぷら、油揚  
1395 げ、チャーシュー、コロツケ、カレー等を添付する場合）を製造する  
1396 場合は、そうざい製造業、飲食店営業の許可を要しない。  
1397 ② 個別基準  
1398 ● 原料保管室、前処理室、製造室、包装室及び製品保管室を設け、必要  
1399 に応じて乾燥室、冷蔵又は冷凍室を設けること。なお、規模に応じて、  
1400 室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。  
1401 ● 前処理室及び製造室にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、  
1402 圧延、裁断、茹で、蒸し、油ちょう、冷却に必要な設備等を備えるこ  
1403 と  
1404

1405 チ 菓子製造業

1406 ① 範囲

- 1407 ○ パン製造業及びあん類製造業を含む。
- 1408 ○ 菓子製造業とは、生菓子、焼菓子、揚げ菓子、蒸し菓子、飴菓子、干
- 1409 菓子、チョコレート等、通例概念による菓子の完成品又はチューイン
- 1410 ングムを製造する営業とする（菓子種製造業は除く。）。
- 1411 ○ 菓子製造業の許可を取得した施設において、客が購入した菓子・パ
- 1412 ンに飲料を添えて店内で提供する場合は、飲食店営業の許可を要し
- 1413 ない。
- 1414 ○ 菓子製造業を取得している施設で、調理パンを製造する場合は、そ
- 1415 うざい製造業、飲食店営業の許可を要しない。

1416 ② 個別基準

- 1417 ● 施設は、原料保管室、前処理室、製造室、包装室及び製品保管室を
- 1418 設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、
- 1419 作業区分に応じて区画すること。
- 1420 ● 前処理室及び製造室にあっては、製造する品目に応じて、解凍、調
- 1421 整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷、冷却に必要な設備等を備
- 1422 えること。
- 1423 ● 原料保管室及び製品保管室には、必要に応じて、必要な性能を有す
- 1424 る冷蔵又は冷凍設備を設けること。
- 1425 ● シアン化合物を含有する豆類を原料として生あんを製造する場合は、
- 1426 浸漬、蒸煮、製あん、水さらしに必要な設備等を備えること。

1427

1428 ツ そうざい製造業

1429 ① 範囲

- 1430 ○ そうざい製造業は、通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含
- 1431 む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物、主
- 1432 食を使用した弁当、調理パン又はこれらの半製品を製造する営業とす
- 1433 る。
- 1434 ○ 食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、豆腐製造業に該当する営業を
- 1435 除く。
- 1436 ○ 「H A C C Pに基づく衛生管理」を行うそうざい製造施設にあっては、
- 1437 食肉処理、菓子（あん類を含む。）製造、めん類製造、又は魚介類処理
- 1438 にあたって、これらの食品に必要な営業許可を要しない（統合型のそ
- 1439 うざい製造業）。

1440 注 そうざい製造業は法案提出時の方針どおり、「H A C C Pの考え方



1441 を取り入れた衛生管理」による対応を可能とする。

1442 ② 個別基準

- 1443 ● 施設は、原料保管室、前処理室、製造室、包装室及び製品保管室を
- 1444 設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、
- 1445 作業区分に応じて区画すること。
- 1446 ● 製造室にあっては、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放
- 1447 冷、冷却に必要な設備等を備えること。
- 1448 ● 原料保管室及び製品保管室には、必要な性能を有する冷蔵又は冷凍
- 1449 設備を設けること。

1450

1451 テ 冷凍食品製造業

1452 ① 範囲

- 1453 ○ 製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、容器包装に
- 1454 入れられたもののうち、冷凍食品として販売されるもの（清涼飲料
- 1455 水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉ねり製品、ゆでだこ、ゆでがにを除
- 1456 く）を製造する営業とする。
- 1457 ○ 冷凍食品の規格を適用しない、そうざいや菓子等のチルド・凍結流
- 1458 通品の製造については、それぞれの食品の製造業（そうざい製造業
- 1459 や菓子製造業等）の許可の対象とする。
- 1460 ○ 厚生労働省令で定める事業者（「HACCPに基づく衛生管理」を行
- 1461 う冷凍食品製造施設）にあっては、食肉、そうざい、菓子（あん類
- 1462 を含む）、めん類、魚介類の冷凍食品の製造にあたって、これらの食
- 1463 品に必要な営業許可を要しない（統合型の冷凍食品製造業）

1464 ② 個別基準

- 1465 ● 施設は、原料保管室、前処理室、製造室、冷凍室、包装室及び保管
- 1466 室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっ
- 1467 ては、作業区分に応じて区画すること。
- 1468 ● 原料保管室にあっては、必要な性能を有する冷蔵又は冷凍設備を設け
- 1469 ること。
- 1470 ● 製造室にあっては、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷、冷
- 1471 却に必要な設備等を備えること。
- 1472 ● 冷凍室、保管室にあっては、製品を $-15^{\circ}\text{C}$ 以下とする性能を有する
- 1473 冷凍設備を設けること。

1474

1475 ト 食品油脂製造業（マーガリン・ショートニング製造業を含む。）

1476 ① 範囲

- 1477 ○ 食用油脂製造業とは、食用油脂、マーガリン、ショートニングを製造  
1478 する営業とする。
- 1479 ○ マーガリン、ショートニングのみを製造する施設の場合には、営業許  
1480 可の内容は「食用油脂製造業（マーガリン、ショートニングの製造に  
1481 限る。）」とする。
- 1482 ○ 食用油脂製造施設がマーガリン、ショートニングを製造しない場合に  
1483 は、「食品油脂製造業（マーガリン、ショートニングの製造を除く。）」  
1484 とする。
- 1485
- 1486 ● 施設は、原料保管設備、製造室及び製品保管室を設けること。なお、  
1487 規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区  
1488 画すること。
- 1489 ● 製造室は、精製、充填、包装、必要に応じて、搾油、調合に必要な設  
1490 備を設けること。
- 1491 ● マーガリン又はショートニングを製造する施設にあっては、必要に  
1492 応じて熟成室を設けること。また、製造室には充填、包装に必要な設備  
1493 等を備え、必要に応じて、練り合わせ、殺菌、冷却に必要な設備等を  
1494 設けること。
- 1495

## 1496 ナ 酒類製造業

- 1497 ① 範囲
- 1498 ○ 酒類製造業とは、酒類（アルコール分1度以上の飲料（※））を製造  
1499 する営業とする。

1500

1501 ※酒税法第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度  
1502 以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができる  
1503 もの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一  
1504 項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該  
1505 製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）  
1506 又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末  
1507 状のものを含む。）をいう。

1508

### 1509 ② 個別基準

- 1510 ● 施設は、製造する品目に応じて、原料保管室、麴室、前処理室、仕  
1511 込み・熟成室（蒸留・圧搾する場所を含む。）、包装充填室、製品

- 1512 保管室を設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合に  
1513 あっては、作業区分に応じて区画すること。
- 1514 ● 包装充填室には、必要に応じて、容器洗浄設備、検瓶設備、容器製  
1515 造・組み立て設備を設けること。
  - 1516 ● 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、煮沸、糖化、発酵、  
1517 蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填、密栓に必要な設備等を備え  
1518 ること。

1519

## 1520 ニ 氷雪製造業

### 1521 ① 範囲

1522 ○ 氷雪製造業とは、氷雪を製造する営業とする。

1523 ○ 従来 of 氷雪販売業は、届出の対象とする。

### 1524 ② 個別基準

1525 ● 施設は、製造室、製品保管室を設け、必要に応じて調整・包装室を設  
1526 けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作  
1527 業区分に応じて区画すること。

1528 ● 製氷室にあっては、食品製造用水を供給できる設備を備えること。

1529

## 1530 ヌ 食品の放射線照射業

### 1531 ① 範囲

1532 ○ 食品の放射線照射業とは、食品に放射線照射を行う営業とする（現行  
1533 どおり）。

1534 ○ 施設には、専用の照射室を設けること。

1535 ○ 適正な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を  
1536 設けること。

### 1537 ② 個別基準

1538 ● 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

1539

## 1540 ネ 漬物製造業

### 1541 ① 範囲

1542 ○ 漬物製造業は、漬物及びこれを主原料とした加工品を製造する営業と  
1543 する。

1544 ○ 発酵工程の有無に関わらず、農産物が主原料の漬物を製造する営業が  
1545 対象。

1546 ○ 漬物加工品は、漬物を主原料として調味加工したもの（例：高菜漬を  
1547 使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）とする。

- 1548 ② 個別基準  
1549 ● 施設は、原材料保管室、前処理・製造室、包装室、製品保管室を備  
1550 えること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、  
1551 作業区分に応じて区画すること。  
1552 ● 前処理・製造室は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌設備等を備  
1553 えること。  
1554 ● 浅漬を製造する施設にあっては、製品保管室に製品を 10℃以下で保  
1555 存する冷蔵設備を設けること。  
1556

#### ノ 液卵製造業

- 1558 ① 範囲  
1559 ○ 液卵製造業は、液卵を製造する営業とする。  
1560 ② 個別基準  
1561 ● 施設は、原材料保管室、製造室、製品包装室及び製品保管室を設ける  
1562 こと。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区  
1563 分に応じて区画すること。  
1564 ● 製造室には、割卵、充填、冷却に必要な設備等を備え、必要に応じて  
1565 洗卵、ろ過、加熱殺菌及びその後の冷却に必要な設備を備えること。  
1566 ● 製造量に応じた能力のある冷却設備を備えることとし、冷蔵保管設備  
1567 については、製品を 8℃以下、冷凍保管設備については、製品を-15℃  
1568 以  
1569 ● 下とする性能を有すること。  
1570

#### ハ 自動販売機による食品の調理販売業

- 1572 ① 範囲  
1573 ○ 自動販売機による食品の調理販売業は、食品の販売時に給湯及び加熱  
1574 する機能により自動的に調理を行う自動販売機（食品が部品に直接接  
1575 触する構造を有するものに限る。）による営業とする。  
1576 ○ 屋根、柱及び壁を有する建築物内に設置され、自動調理機能、バッグ  
1577 インボックスによる原料充填機能、食品の直接接触する部品の熱湯及  
1578 び薬剤による自動洗浄乾燥機能を有するコップ販売式自動販売機に  
1579 よる営業は除く（営業届出の対象業種とする）。  
1580 ②個別基準  
1581 ● ひさし、屋根等の雨水を防止できる必要な設備等を設けること。  
1582 ● 床は、清掃、洗浄、消毒等が容易な不浸透性材料の材質であること。  
1583 ● 食品製造用水を供給する設備を備えること。

1584 ● 適当な排水設備を設けること。

1585

1586 ヒ 添加物製造加工業

1587 ① 範囲

1588 ○ 添加物製造加工業とは、法第 11 条第 1 項の規定により規格が定めら  
1589 れた添加物の製造又は加工（小分けを含む。）を行う営業とする。

1590 ○ 規格が定められた添加物については、加工段階においても用量、配合  
1591 等を適切に管理することが必要。

1592 ○ 営業許可が必要な範囲

1593 ➤ 規格が定められた添加物を製造する営業

1594 ➤ 規格が定められた添加物製剤（タール色素の製剤、かんすい等）を  
1595 製造する営業

1596 ➤ 規格が定められた添加物及び添加物製剤の小分けを行う営業

1597 ➤ 規格が定められた添加物を使用して規格が定められていない添加物  
1598 製剤を製造する営業（製剤の小分けのみを行う営業を除く）

1599 ② 個別基準

1600 ● 施設には、原材料保管室、製造室、小分け・包装室及び製品保管室を  
1601 設けること。なお、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、  
1602 作業区分に応じて区画すること。

1603 ● 製造室には、必要に応じて、抽出、反応、混合、濾過、篩過、精製、  
1604 濃縮等に必要な設備を設けること。なお、添加物製剤を製造する場合  
1605 は、含有成分を均一にする機械的な攪拌装置等必要な設備を設けるこ  
1606 と。

1607 ● 原料又は製品の試験検査に必要な設備及び器具を設けること。ただし、  
1608 試験検査のうち特殊試験に必要な設備及び器具については、他の試験  
1609 設備を有する機関を利用して自己の責任において当該添加物の試験  
1610 検査を行う場合であって、支障がないと認められるときはこの限りで  
1611 はない。

1612 ● 製造又は加工のために使用する機械器具類は、医薬品又は工業薬品等  
1613 の製造又は加工のための機械器具類とは区別すること。ただし、添加  
1614 物と医薬品等の製造又は加工を同一の工程で行う場合であって、同一  
1615 の機械等を使用しても添加物の成分に悪影響を及ぼさないと認めら  
1616 れる場合にあってはこの限りではない。

1617 ● 製造又は加工の過程において生ずる排水、廃棄物及びガス等を完全に  
1618 処理できる設備を設けること。

1619

1620 フ 食品の小分け業

1621 ① 範囲

1622 ○ 食肉製品製造業、乳製品製造業等、要許可業種の製品を仕入れ、単  
1623 に小分けし、包装する営業とする（ただし、飲料及び氷雪の小分け  
1624 は除く）。

1625 ○ 店舗での消費者への販売を目的とした、仕入れ品の単なる小分け行  
1626 為は製造業とは見なさず、飲食店営業の許可で可とする。

1627 ②個別基準

1628 ● 施設は、原料保管室、加工・包装室及び製品保管室を設けること。な  
1629 お、規模に応じて、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じ  
1630 て区画すること。

1631 ● 原料保管室及び製品保管室には、必要に応じて、必要な性能を有する  
1632 冷蔵又は冷凍設備を設けること。

1633

1634 ヘ ソース類製造業

1635

1636 ホ 缶詰・瓶詰・レトルト食品製造業

1637

1638 (3) その他

1639 ○ 製造及び調理の区分の考え方

1640 ➤ 食品衛生法の関係通知では、「製造とはある物に工作を加えて、その  
1641 本質を変化させ、別の物を作り出すこと」、「加工とはある物に工作を  
1642 加える点では製造と同様であるが、その物の本質を変えないで形態だ  
1643 けを変化させること」としている。一方、食品表示法では、製造はその  
1644 原料として使用したものと本質的に異なる新たな物を作り出すこ  
1645 ととし、加工はあるものを材料としてその本質は保持させつつ、新た  
1646 な属性を付加することとしており、二つの法律において、両者の定義  
1647 に大きな差はない。

1648 注 処理は、乳処理業、食肉処理業と定めている。

1649 ➤ 調理に関しては「一応摂食しうる状態に近くなった食品を変形したり  
1650 他の食品を附加したり、或は調味を加えるなどして飲食に最も適する  
1651 ようにその食品に手を加え、そのまま摂食しうる状態にすることで他  
1652 の仲介業者を経ることなく、直接摂食消費する目的をもってするもの  
1653 をいう」、「工場等の企業形態でそう菜を調製する場合は、右の調理に  
1654 該当するというよりは、寧ろ製造とみなす方が適當であると考える」  
1655 「『食品の調理』とは、製品又は商品として完成された形態における

1656 食品を直接摂食消費するために加工整形することをいうものと解せ  
1657 られる」とされている。

1658 ➤ 告示、通知等では、清涼飲料水、粉末清涼飲料、氷雪、氷菓、食鳥卵、  
1659 食肉製品、鯨肉製品、魚肉ねり製品、生あん、豆腐、容器包装詰加圧  
1660 加熱殺菌食品（レトルト食品）、そうざい、漬物、洋生菓子、生めん、  
1661 液卵については製造、生食用食肉、血液、血球及び血漿、ゆでがに、  
1662 ゆでだこ、生食用鮮魚介類、生食用かき、野菜、冷凍食品に関しては  
1663 加工、生食用食肉、食肉及び鯨肉に関しては調理とされている。

1664 ➤ 食品の安全性の観点から、調理については、飲食店営業、給食施設を  
1665 始めとして短時間で消費することを前提に製造と比較して緩やかな  
1666 規制となっている。一方、製造については、流通、保存可能期間の延  
1667 長、保存性の向上させるため、危害要因の管理が重視される。

1668 ➤ これらを踏まえると、製造、加工、調理については従来の定義を維持  
1669 しつつ、調理については、飲食店や給食施設などで調理後短期間に消  
1670 費されることが前提となるものとする。この短期間に消費されること  
1671 の判断要素として、①調理した者から消費者に直接販売されること、  
1672 ②食品表示法上表示義務が免除される対面販売であることなどがメ  
1673 ルクマールとなる。なお、消費者に直接販売しない場合であっても、  
1674 調理と解し得るものとして、他の飲食店での提供・販売を前提に飲食  
1675 店で調理される営業形態（スーパーマーケット、フードサービス等）  
1676 など外食、中食分野の多様化に留意する必要がある。

1677 ➤ 一方、食品表示法における表示義務がかかるそうざい、弁当について  
1678 は、製造として、必要な許可を取得する必要がある。

1679 ➤ なお、飲食店において冷凍パン生地、そうざい半製品等加熱する行為  
1680 は調理と解され、飲食店営業の許可の範疇とする。

1681

1682 ○ 飲食店営業においては、交差汚染を防止するため、①そのまま喫食する  
1683 食品を扱う場所を決める。②客席から回収した使用済み、洗浄前の食器  
1684 と提供前の食品との動線の交差を避けることが重要。

1685

1686 ○ 許可の有効期間の設定については、施設設備の耐用年数に加え、衛生管  
1687 理等の維持管理の状況等を含めて、合理的に設定する必要がある。

1688

1689

## 1690 6 営業届出対象業種の検討

### 1691 (1) 基本的な方針

1692 ○ 営業許可業種以外の製造、販売等を行う業種を基本とし、公衆衛生に与える  
1693 影響が少なく、届出不要な営業（衛生管理計画の作成を義務としない）、一  
1694 次製品の加工・販売の取扱いを整理。

1695

1696 ○ 届出は行政が食品等事業者の状況を把握する手続であり、内容的な審査を要  
1697 しない。届出後変更が生じた場合には変更の届出を求めることに加え、食品  
1698 衛生申請等システムにより、定期的な変更確認をメールにより自動的に行う。

1699

## 1700 (2) 留意事項

1701 ○ 倉庫業、運搬業については衛生管理の実施は従前より義務。倉庫業や運送業  
1702 の特性として、衛生管理は荷主の指示、契約に従って行われ、預かっている  
1703 貨物の中を自らの判断で措置することは困難であり、荷主との連絡調整を基  
1704 本となるため、衛生管理計画の作成を求めることはなじまない。荷主側の手  
1705 引書等、荷主側が作成した衛生管理に係る手順を明らかにするといった手当  
1706 てが必要。必要に応じてHACCPに沿った衛生管理を行う事業者（荷主）  
1707 の手引書内に貯蔵・保管について適切に指示を行う。この常温保存食品の中  
1708 には弁当などは除外すべき。

1709

1710 ○ 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・  
1711 袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の  
1712 出荷調製、及び、CE・RC・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務  
1713 については、届出を不要とする。ただし、清潔で衛生的に食品を取り扱う  
1714 必要があることから、生産者団体等による自主的な衛生管理を求めるもの  
1715 とする。

1716

## 1717 (3) 具体的な枠組み

### 1718 ○ 製造・加工業

1719 ➤ 営業許可の対象外の製造・加工業については、HACCPに沿った衛  
1720 生管理の適切な実施を監視指導する観点から、全て届出の対象とし、  
1721 事業者の把握を可能とする。

1722 ➤ 具体的に想定される業種としては、海藻加工業、農産保存食料品製造  
1723 業、食酢製造業、その他の調味料製造業、砂糖製造業・精製業、ぶど  
1724 う糖・水あめ・異性化糖製造業、精米・精麦業、小麦粉製造業、その  
1725 他の精穀・製粉業、でんぷん製造業、製茶業、コーヒー製造業のほか、  
1726 他に分類されない食料品製造業（菓子種製造業等）などがある（工業  
1727 統計産業分類に基づく）。



- 1728           ➤ その他、既にH A C C Pに沿った衛生管理の手引書が事業者団体により作成されており、届出の対象となる製造・加工業としては、米粉製造業、蒟蒻原料（蒟蒻粉）製造業、（いわゆる）健康食品の製造業等がある。
- 1729
- 1730
- 1731
- 1732           ➤ 卵選別包装業（GP センター）については、これまでも卵選別包装施設の衛生管理要領等に基づき衛生管理の向上が図られてきている。GP センターを介さない鶏卵流通も相当数存在すると考えられるが、GP センターを介した流通規模の大きさ等に鑑み、より確実な衛生管理の指導を可能とする観点から、GP センターを届出の対象とする。
- 1733
- 1734
- 1735
- 1736
- 1737

## 1738 ○ 販売業

- 1739           ➤ これまで許可の対象であった乳類販売業、並びに、食肉販売業・魚介類販売業のうち包装済み食品のみを取り扱う業については、加工等の食品に直接手を加える行為は行わず公衆衛生上のリスクは低いこと、ただし、温度管理等の一定の衛生管理は必要なことから、届出業種に移行させる。
- 1740
- 1741
- 1742
- 1743
- 1744           ➤ 氷雪販売業についても、現行、許可業種であるが、氷雪製造業者等から仕入れた氷の小分け販売を行う営業であり、食品の性質上、微生物増殖や外部からの薬剤等による汚染のリスクが低いことから、届出業種に移行させる。
- 1745
- 1746
- 1747
- 1748           ➤ 野菜果物販売業についても同様に届出の対象とするが、これら野菜果実販売業者において、漬物やそうざい等の調理販売を行う場合は、簡易な飲食店営業の許可を要することとする。
- 1749
- 1750
- 1751           ➤ 行商であって、許可業種に該当しないもの（例：調理加工を行わない魚介類の行商）については、届出の対象とする。
- 1752
- 1753           ➤ 食品表示法における消費期限表示の対象となる食品（弁当等を含む。）の販売を行う業については、届出の対象とする。
- 1754
- 1755           ➤ なお、常温での長期保存が可能な、容器包装に入れられた食品のみの販売については、一般衛生管理のみの対応で可能なことから届出不要とする。
- 1756
- 1757
- 1758

## 1759 ○ 調理業

- 1760           ➤ 病院、学校等における、営業にあたらぬ集団給食施設については、飲食店営業の許可は要しないが、これら集団給食施設では、総じて一回の提供食数が多く、また、多くの場合、比較的抵抗力の弱い入院患者や児童等が主な喫食者であることから、届出の対象とし、大量調理
- 1761
- 1762
- 1763

- 1764 施設衛生管理マニュアルに則った、H A C C Pの考え方を取り入れた  
1765 衛生管理の徹底を図る。なお、病院、学校等における給食施設であっ  
1766 ても、外部事業者調理を委託する場合は通常の飲食店営業の許可の  
1767 対象とする。
- 1768 ➤ コーヒーマシーン等飲料の自動調理機（「食品、添加物等の規格基準」  
1769 における食品の自動販売機の規格に合致しないものに限る。）であっ  
1770 て、興業場等の飲食店以外の場所（屋内）に設置し、客自らが別途購  
1771 入したカプセルやコーヒー粉パック等を機械にセットして調理を行  
1772 う場合においても、現行、喫茶店営業の対象とされており、施設基準  
1773 への適合（手洗い場や洗浄設備の設置等）が求められている。このよ  
1774 うな自動調理機については、設置者による日常的なメンテナンスや衛  
1775 生管理は必須であるが、通常の喫茶店営業並の施設基準への適合は不  
1776 要と考えられることから、届出の対象とする。
- 1777 ➤ 調理機能を有する自動販売機のうち、屋根、柱及び壁を有する建築物  
1778 内に設置され、自動調理機能、バッグインボックスによる原料充填機  
1779 能、食品の直接接触する部品の熱湯及び薬剤による自動洗浄乾燥機能  
1780 を有するコップ販売式自動販売機については、外部環境からの汚染を  
1781 受けるリスクが低く、一定レベルの衛生管理が予め担保されているこ  
1782 とから、届出の対象とする。なお、各地方自治体における負担軽減の  
1783 観点から、上記の機能を満たす自動販売機を識別する情報（型番等）  
1784 について共有する仕組みの構築が必要である。
- 1785 ➤ 「食品、添加物等の規格基準」における食品の自動販売機の規格を満  
1786 し、かつ、水飲みを原料とする、角氷の自動販売機や水の量り売りを行  
1787 う自動販売機については、原料の性質上、機内での微生物増殖のリス  
1788 クは低いと考えられることから、届出の対象とする。
- 1789
- 1790 ○ 器具・容器包装等に係る営業
- 1791 ➤ 改正食品衛生法において、器具・容器包装の原材料は、安全が担保さ  
1792 れたもののみの使用を可能とするポジティブリスト制度を創設し、そ  
1793 の中で、適正な製造管理の実施、ポジティブリスト制度適合性に係る  
1794 情報の伝達が新たに規定されている。
- 1795 ➤ ポジティブリスト制度の対象となる材質が使用された器具及び容器  
1796 包装を製造する事業者についても、必要に応じて製造管理の実施等につ  
1797 いて監視指導を行えるよう、届出の対象とし、事業者を把握する。  
1798 なお、器具・容器包装の販売業については、製造事業者において製造  
1799 管理されたものを取扱う営業であり、器具・容器包装そのものに直接

- 1800 変更を加えるものではないことから、届出不要とする。
- 1801 ➤ なお、乳幼児用おもちゃの製造業及び販売業については、製造管理及  
1802 びポジティブリスト制度適合性に係る情報の伝達の規定を含めポジ  
1803 ティブリスト制度が適用されないことから、届出不要とする。
- 1804 ➤ なお、乳幼児用おもちゃの製造業及び販売業については、製造管理及  
1805 びポジティブリスト制度適合性に係る情報の伝達の規定を含めポジ  
1806 ティブリスト制度が適用されないことから、届出不要とする。

1807

1808 ○ その他

- 1809 ➤ 地域の祭事や、学園祭等のイベント、子ども食堂等における飲食の提  
1810 供のうち、営業とは見なされないものについては届出の規定は適用さ  
1811 れないが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な  
1812 衛生指導等を実施できるよう、任意の届出の受付を可能とする。

1813

1814 7 営業許可申請事項及び届出事項

1815 (1) 基本的な方針

- 1816 ○ 行政手続については、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)  
1817 により、事業者目線で規制改革、手続きの簡素化(「行政手続の電子化の徹  
1818 底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一化」)、IT 化を一体的  
1819 に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとしている。特に営業の  
1820 許認可など事業者負担の重い分野については、2020 年までに行政手続コス  
1821 ト(事業者の作業時間)の 20%以上の削減を目指すこととしている。

1822

- 1823 ○ 営業許可申請項目及び届出項目について、法令による申請等の項目を以下の  
1824 とおり整理した。

- 1825 ・ 食品衛生に関する監視、指導(立入検査、問い合わせ)に必要な項目
- 1826 ・ HACCP の取組内容
- 1827 ・ 食品安全管理担当者(食品衛生管理者、責任者)
- 1828 ・ 主として取り扱う食品等(食品等の分類は、日本標準商品分類を参照。)
- 1829 ・ 書類管理上必要な項目(申請年月日等)

1830

1831 (2) 主な意見

- 1832 ○ 同一工場内でも複数の製造棟がある場合、製造棟ごとに営業許可申請を求め  
1833 られることがあるが、同一工場内であれば 1 つの営業許可として取り扱って  
1834 ほしい。

1835

- 1836 ○ 一つの申請で、同じ建家の中で複数の許可が申請できればいいが、申請の仕  
1837 方について、シンプルにできるとよい。
- 1838
- 1839 ○ 許可期限が異なる場合、期限を合わせるような柔軟な対応をしてほしい。
- 1840
- 1841 ○ オープンデータ化について、申請を受ける際にオープンデータ化する旨申請  
1842 者に周知している。その辺の周知もシステムにより可能とするようにしてほ  
1843 しい。
- 1844
- 1845 ○ 営業許可申請内容の代表者に変更が生じた場合、確認のため登記簿若しくは  
1846 全部事項証明書をつけてもらっている。電子化されるのであれば、いずれか  
1847 の自治体で確認したことを全自治体で確認できるようなシステムが望まし  
1848 いのではないか。そうすれば申請の時に法人番号も一緒に申請してもらうと  
1849 か、それで検索ができる機能を付けることも検討願いたい。
- 1850
- 1851 ○ 自動販売機について、設置場所のチェックと、高機能型自販機の定義を省令  
1852 で記載し、高機能自動販売機のみを利用する業態かどうかでチェックを入れ  
1853 てさせ、それで届出だとする方が、手続きフローとしてわかりやすいのでは  
1854 ないか。

1855

1856 (3) 具体的な申請事項等

1857 ○ 営業許可申請

1858 ① 申請日

1859 ② 申請者（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の  
1860 氏名）（氏名（ふりがな）、住所、生年月日、電話番号、ファクシミリ番号、  
1861 電子メールアドレス）

1862 ③ 営業所（名称、屋号又は商号、車両番号（移動営業の場合）、住所、電話  
1863 番号、FAX 番号、電子メールアドレス）

1864 ④ 営業（業種（製造、加工、調理、販売）具体的に取得を希望する許可・  
1865 届出業種を記載する。）、許可の種類（更新時に保有している許可の種類を  
1866 記載する。）

1867 ⑤ 主として取り扱う食品等（食品等の名称）

1868 ⑥ 食品衛生管理者（氏名、資格、受講した講習会）

1869 ⑦ 食品衛生責任者（氏名、資格、受講した講習会）

1870 ⑧ 営業設備の構造を記載した図面

1871 ⑨ 営業設備の大要（個別基準のうち、備えている設備を記載）

1872 ⑩ 法第五十二条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する  
1873 ときは、その内容⑪HACCPの取組（（HACCPに基づく衛生管理、  
1874 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）更新時にHACCPの取組を  
1875 記載する。ただし、そうざい製造業は新規申請時においても取組を記載す  
1876 る。）

1877

1878 ○ 営業届出

1879 ① 申請日

1880 ② 申請者（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の  
1881 氏名）（氏名（ふりがな）、住所、生年月日、電話番号、ファクシミリ番号、  
1882 電子メールアドレス）

1883 ③ 営業所（名称、屋号又は商号、車両番号（移動営業の場合）、住所、電話  
1884 番号、FAX番号、電子メールアドレス）

1885 ④ 主として取り扱う食品等（食品等の名称）（器具・容器包装製造事業者の  
1886 場合、主として取り扱う材質等）

1887 ⑤ 食品衛生責任者（氏名、資格、受講した講習会）（器具・容器包装製造事  
1888 業者の場合は不要）

1889

1890 （４） 営業許可申請、届出の変更

1891 申請等の項目うち、申請者、営業所の住所、許可の種類（追加含む）（新た  
1892 に施設基準の確認が生じる場合）に変更が生じた場合は、新規の許可申請とし、  
1893 それ以外の内容は届出とする。

1894

1895 （５） 方向性

1896 ○ 同一敷地内に複数の施設がある場合であっても、現行制度のとおり、営業  
1897 許可の単位は施設ごとに要する。

1898 ○ システムについては、本年度末から営業申請、届出が効率的に行えるよう  
1899 開発を予定している。大規模な機能追加等については、政府全体の手続電  
1900 子化の方針を踏まえ、中長期的に検討したい。

1901

1902 ８ 今後の検討課題

1903

1904 ○ 基準の平準化にあたっては、食の安全の確保が大前提であるが、家族経営等  
1905 の小規模零細事業者の過剰な負担にならないように、十分な配慮が必要であ  
1906 る。

1907

- 1908 ○ 新たな規制を課す場合、対象業態の実態を踏まえた上で、事業継続に支障を  
1909 及ぼさないよう配慮すべき。
- 1910
- 1911 ○ 地方自治体が、条例で独自に許可の要件を追加する場合は、食品衛生上の必  
1912 要性について明確な説明が求められる。
- 1913
- 1914 ○ 新たな品目や業態の営業が出てきた際は、前例や過去のご概念にのみ従うので  
1915 はなく、事業者側の意見をよく聴取し、総合的に判断する必要がある。
- 1916
- 1917 ○ 保健所等の指導に疑問がある場合に、相談するための国の窓口を設置する必  
1918 要があるのではないか（保健所は非常に権限が強く、事業者は保健所の指導  
1919 に疑問があっても従わざるを得ない。）。
- 1920
- 1921 ○ 複数の営業許可を別々の時期に取得した場合、更新時の事務負担を軽減する  
1922 ため、一括して同時期に更新できるよう、手続きを整備する必要がある。（注  
1923 一部地方自治体では、取得時期が異なる複数の許可の期限について、最も期  
1924 限が早い許可にまとめる運用を実施している。）
- 1925
- 1926